

被災者生活再建支援制度見直しの方向性について

- 被災者生活再建支援制度に関する検討会中間報告 -

平成19年7月

はじめに

被災者生活再建支援法が平成16年に改正された際、衆参両院の災害対策特別委員会において「居住安定支援制度等の充実を図るため、本法の施行後4年を目途として、制度の施行状況等を勘案し、制度の見直しを行うなどの総合的な検討を加えること」などを内容とする附帯決議が採択された。

本検討会は、平成16年の改正から3年を経過し、この間、新潟県中越地震等の大きな自然災害も発生していることから、被災者生活再建支援制度（以下「本制度」という。）につき、有識者により施行状況を分析するとともに、総合的な検討を行うため、設置されたものである。

本検討会は、これまで5回にわたって開催され、被災自治体など関係者からのヒアリングを行うとともに、能登半島地震の被災地に赴き被災の実情等を聴取するなど、精力的に検討を重ねてきた。

本検討会は、中間的な報告として、現状の問題点を整理して、目指すべき制度改正の基本的な方向を示すとともに、考えられる限りの改善方策をその問題点と併せて示すこととした。最終報告に向けて検討を進めるに当たり、各層からの幅広い意見が寄せられることを期待してのものである。

目 次

1	現行制度の施行状況の実態と問題点に関する指摘	・ ・ ・ ・ ・ 1
2	制度見直しの基本的考え方	・ ・ ・ ・ ・ 5
3	制度改正の選択肢と課題	・ ・ ・ ・ ・ 8
	まとめ	・ ・ ・ ・ ・ 22
	被災者生活再建支援制度に関する検討会委員名簿	・ ・ ・ ・ ・ 23
	被災者生活再建支援制度に関する検討会開催日時	・ ・ ・ ・ ・ 24

1 現行制度の施行状況の実態と問題点に関する指摘

本制度は、平成11年の適用開始以来、29件の災害で被災した12,885世帯に対して130億2千万円の支援金を支給し（平成19年6月末現在）被災者の生活再建に一定の役割を果たしてきている。また、この間、平成16年には居住安定支援制度を創設したほか、概算払い制度の充実や生活関係経費にかかる事務手続きの簡素化等を行い、制度の充実が図られてきている。

今回、本制度について、その見直しを行うなどの総合的検討を実施するに当たり、平成16年法改正以降の制度の施行状況の実態や指摘されている問題点の整理を以下のとおり行った。

(1) 居住関係経費の支給状況

本制度による支援金は、家財道具等について最高100万円を限度に支援する生活関係経費と被災住宅の解体撤去費、ローン利子等について最高200万円を限度に支給する居住関係経費からなる（実際の支給限度額は被災世帯の年収や世帯人員数、住宅の被災程度等により異なる。）

支給限度額の総額に対する実際の支給額の割合（以下「支給率」という。）については、居住関係経費が制度化された平成16年4月以降、本制度による支援金を受給した世帯（生活関係経費のみを受給し、居住関係経費を受給していない世帯を含む。）における居住関係経費の支給率は約28%である。また、これを居住関係経費を受給した世帯の支給限度額総額に対する割合で見れば支給率は約55%である。なお、対象世帯の約55%は平成16年10月に発生した新潟県中越地震の被災者であり、居住関係経費については原則として3年間の申請期間があって、7回まで申請ができることから、この支給率は中途段階のものである。

【被災者生活再建支援金支給世帯の支給率】

	生活関係経費 支給率	居住関係経費 支給率	うち居住関係経費 支給世帯のみ
全壊世帯	92.5%	20.3%	54.1%
大規模半壊世帯		36.1%	36.1%
半壊解体世帯	94.2%	50.0%	62.5%
合計	92.9%	28.3%	54.6%

- 1 平成16年度以降に発生した災害における支援金支給世帯を対象とする（但し、三宅島噴火災害を除く）
- 2 支給率は、支給限度額の総額に対する実際の支給額の割合

- 3 居住関係経費支給率の「うち居住関係経費支給世帯のみ」は、全国知事会調べによる
- 4 調査時点は、平成18年12月末現在

法律には合計で300万円という上限額が示されており、本制度の適用に当たっても被災者にその旨の説明がなされる。しかし、被災者への説明と支給実態とがこのように乖離することが、被災者に制度への不信感を生じさせ、再建への意欲を阻害する一因となっているとの指摘もある。

(2) 被災住民の申請事務手続き

ヒアリングや被災地訪問の際に、被災市町からは、予期せぬ災害に襲われた被災住民に説明し、その理解を得るには、本制度は複雑過ぎるとの指摘があった。新潟県中越地震や能登半島地震、今般の新潟県中越沖地震では、70歳代、80歳代の高齢者も多く被災したが、こうした高齢者には制度自体が理解困難であるとの指摘や、窓口で長時間待たされた事例等が報告された。

実際に申請を行うためには、申請書に細かな使途などを記載したり、多くの資料の添付を求められる。

これらの申請に係る事務手続きは、適切な支援を行う上で必要なものとして設けられたものであるが、平時であればともかく、被災後、先の見通しを持ってない状態にある住民に多大な労力を求めることは、非常災害時には適さないとの声が被災地からは上がっている。

(3) 支援対象となる世帯

本制度では、「生活基盤に著しい被害を受けた者」ということで支援対象は現に居住している住居が全壊又は大規模半壊の場合とし、年齢年収要件は「経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者」を支援対象とするとの趣旨から決められているが、被災地からは疑問の声も上がっている。

具体的には、住宅の被害認定が1点足りないだけで支援がゼロになる、年収要件を1円（年齢要件を1日）超えただけで支援金がゼロとなる、家族の多い世帯は不利（逆に2世帯同居と認められると有利）、借家人には支援があるのに大家にはゼロというのはどうかという声である。

このような声に対しては、他方では、納税者たる一般の国民の理解を得るためには、財源に限りがある中で、真に支援が必要な被災者を優先する必要がある。何らかの基準によって優先順位は付けざるを得ず、一定の線引きは必要である。

(4) 被災市町村の事務

本制度の理解や申請に掛かる被災者の事務手続きは、そのまま被災市町村職員の事務手続きということになる。被災市町村には、ただでさえ多種多様な業務が大量に発生し、被災した職員もいる中で、り災証明の発行や本制度に関する被災者への説明等に多くの時間を取られる実態が紹介された。

現在の制度は、平常時の制度運用の考え方が貫徹されており、災害時の制度のあるべき姿とは乖離があるとの指摘がある。

最近では自治体の独自制度が上乘せされることも多いが、予め準備されていない場合には、早急な制度化に住民説明等の事務が重なり、更に事務量が大きくなっている。

支援の対象となる被害認定区分が全壊・大規模半壊の2つであり、支援金額の差が大きいことから、被災者としてはより大きな被害の認定を求めることとなり、これに対応する自治体の事務もまた膨大なものとなるとの指摘もある。

なお、り災証明の発行事務は、本制度創設以前から住民サービスの一環として行われてきたもので、証明書は義捐金の受取りや税金の減免などに用いられているが、本制度創設によってその重要性が増しており、応急危険度判定などとともに、その効率的な運用について別途検討が行われる必要がある。

(5) 自治体独自の追加的な支援の実施

本制度では住宅本体への支援を対象外としているが、最近では、多くの被災自治体が住宅本体への支援を含む制度や対象となる被害程度を拡大した制度等の独自制度を創設している。先鞭を付けた鳥取県をはじめ、新潟県、福井県、三重県、京都府、兵庫県などの独自制度が知られており、ごく最近でも、竜巻災害のあった北海道佐呂間町、能登半島地震のあった石川県でも独自の上乗せ措置が実施されている。また、石川県の制度では、年齢・年収の要件を設けておらず、支援対象とする被害程度も半壊まで拡大しているが、他県においてもこれと同様な制度が実施されている例がある。

このような制度が多くの自治体で実施されていることについては、本制度が未だ多くの見直すべき点を抱えていることが原因であるという意見がある。

こうした自治体の独自事業はコミュニティ維持のためと説明されたりしているが、被災者の声に押されたものでもある。従って、被災者からは評価されているが、

同時に、本制度と自治体の独自制度が並存することとなり、被災者から見ると制度が更に複雑化し、被災者、自治体職員双方の事務負担を大きくしているとも指摘されている。

(6) 全体としての公費負担の問題

被災者が自らの住宅を再建できなければ、その相当数が公営住宅入居を必要とするなど、結果的に財政支出の増大を招くおそれがある。阪神・淡路大震災の際の恒久住宅には1戸当たり約1,500万円の事業費(建築費、設備費、エレベーター工事費の合計、このうち国庫補助は約7割強)を要し、更に別途、用地費等がかかっている。

ヒアリングでは、従前耕作していた農地から離れた公営住宅に入居して、生活保護を受給せざるを得なくなる高齢者の例も紹介された。また、再建が断念され、全壊した被災住宅が撤去されないまま放置されていれば、結局のところ、地域なり市町村なりで何らかの方策を講じなければならなくなる。

本制度の支給上限額である300万円を仮にすべて住宅本体の再建に充てたとしてもそれだけで家は建たないが、被災者の生活再建意欲を促す効果が認められるのであれば、全体としての公費支出を減少させることに繋がる可能性があるとの指摘がある。

ヒアリングでは、鳥取県西部地震の際の鳥取県の独自制度(自宅を再建する者に300万円、自宅を補修する者に100万円程度)が住宅再建の呼び水となったと評価する意見も表明された。

他方、自己資金調達が困難な者には、リバースモーゲージの活用等の施策のほうに妥当との意見もある。

(7) リスク回避のための自助努力阻害に対する懸念

災害から自分自身の生命と生活を守るためには、事前のリスク回避策を講じる自助努力が非常に重要である。リスク回避策としては、予防策(低湿・軟弱な土地や密集市街地など被災する可能性の高い地域への居住の回避、住宅の防火構造化や耐震化)及び保険等の備え(自然災害保障を含む火災保険や地震保険、共済等)がある。我が国においては、これまで、これらの自助努力によるリスク回避策を軸としつつ、各種の融資制度や本制度による公助をインセンティブとして被災者自身の力による生活再建を目指してきているところである。

事後の支援策が過度に手厚くなった場合に事前の自助努力への意欲を阻害するこ

とにならないかが一般的に懸念されることから、本制度についても、事前の自助努力によるリスク回避の取り組みを阻害していないかという意見や、より積極的に事前の自助努力によるリスク回避の取り組みを促進するためのインセンティブとなる仕組みに変更すべきとの意見がある。

一方で、最高300万円という現在の本制度の給付水準は、住宅再建費用に比べて小さい額であり、自助努力の阻害要因になるとは考えにくいという意見も多い。また、耐震改修を行っている人の方がそうでない人より地震保険への加入率が高いというデータもあるなど、事前の自助努力は、事後的な給付の有無よりも、災害への意識などによるものが大きいという意見もある。いずれにしても、事前の耐震改修や地震保険等への加入は、個人の財産を守る上で有効な手段であるが、その人の経済的事情によって影響される面もある。また、災害の程度によっては自助努力を重ねても避けられない被災も存在する。自助努力への努力を阻害しないよう（できれば一層推進できるよう）十分な配慮をすべきとの意見は傾聴に値するが、現実問題として、ある程度の事後的な被災者支援は不可欠であり、あまり事前の措置とのリンケージを考えるとますます制度が複雑となるおそれがあるとの意見もある。

（8）フィージビリティ（実現可能性）への疑問

現行制度は首都直下地震などの大規模な都市災害にも適用される。現在、現行制度運営のために47都道府県から600億円が拠出されているが、現行法の構成は、国費を加えて1,200億円の範囲内に給付を留めるというものではない。

しかしながら、首都直下地震等の大規模な都市災害の場合に、都道府県が相互扶助の観点から拠出した拠出金を基にしている本制度において、現在規定されている支援を行うことが本当に可能なのか、換言すれば、都道府県は膨大な追加拠出の要請に応じられるのか、国は支援金の1/2を負担できるのか、という制度のフィージビリティに関わる問題点については、平成16年改正が論議されていた段階では先送りされていたと言わざるを得ない。今回の見直しにおいてこの点どのように措置するかが大きな課題である。

この問題に関しては、10年以内に耐震化の必要な住宅を10%以内にするなどの減災対策が進めば首都直下地震でも対応できないことはない、膨大な数の仮設住宅や公営住宅を建設することを考えれば補修費を支援した方が経済的、現実的だ、との意見もある。

2 制度見直しの基本的考え方

(1) 本制度の存在意義

被災者の生活再建を支援するため、我が国では、被災者自身の自助努力の能力に応じて、さまざまな制度が整備されている。自らの資力で生活再建が可能な場合には、災害復興住宅融資等の融資を中心とした支援や、政府による再保険を基盤とする地震保険も整備されている。一方、自らの資力で生活再建を果たすことができない場合には、公営住宅等の公的住宅の提供、災害援護資金の貸付や各種公共料金の減免等も行われる。また、税の減免なども多くの被災者を対象に行われている。

このように多様な支援制度が整備されている状況にも関わらず、阪神・淡路大震災では自宅を再建できない被災者や住み慣れた街から離れた公営住宅にしか住まいを確保できない被災者が多く発生したことから、被災者個人に対する公的な現金支給制度の創設を求める声が高まり、本制度が整備されたものである。

各種の被災者支援のための制度がある中で、本制度は、その中心的というよりは、むしろ下支え的な役割を果たしている。被災直後の茫然自失の状態から立ち直り、自らの生活を再建しようとする意欲はあるが経済的状况から踏み出せないでいる被災者を支援によって後押しし、自助努力や各制度の活用による生活再建への呼び水となることを目的としているのである。

これを法律の条文で見ると、本制度の支援対象は、「自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なもの」(被災者生活再建支援法第1条)であり、本制度は、住居に大きな被害を受け、真に経済的支援が必要な被災者を支援するという性格を有しているものであることが示されている。

特に居住関係経費については、「被災者自らの努力で居住安定を確保しようとする場合に、その早期立ち上げを後押しする」、「住宅の再建等、居住の確保については、保険、共済等の「自助、共助」が基本であり、「公助」でそれを側面的に支援する」(平成16年内閣府政策統括官(防災担当)通知)と説明されている。「典型的な個人資産である住宅に係る支援について、様々な議論がある中で、可能な限り「公助」としての充実を図るもの」(同)とも説明されている。本制度は、自力のみでは「自助」を果たせない被災者にも、「自助」による生活再建を呼び込むための「公助」であると言える。

個々の被災者の生活のよりどころである住宅の再建が進まないと、街や地域の復興も進まないということが、阪神・淡路大震災の最大の教訓の一つだといわれている。地域社会の中核を担う住民が、その地域に住まいを再建し、自立した生活を始めることで、地域のコミュニティが維持され、地域の経済が正常に機能を始めて、地域の復興が進んでいく。本制度は、自助を呼び込む公助という性格から、法律に

示された個々の被災者への支援という目的を超え、住民の自主的生活再建を軸とした地域の復興への軌道へと導く制度としての意義を有しているという意見もある。

また、多くの被災者が自立的に生活再建を果たすことができれば、その結果として、公営住宅の建設等を始めとする公費支出の増大を最小限に留めるという効果があるとの意見もあり、この意見による場合には、本制度が効果的に機能したときには、個人への支援という範囲に留まらず、地域社会の維持・復興を通じて国全体の公的負担を低減させる仕組みとしての意義もあることになる。

(2) 制度見直しで目指すべき方向

本制度の趣旨が基本的には被災者の自立した生活再建を後押しするものであるならば、その趣旨を最大限に活かすためにも、また、被災地の地域コミュニティの維持・再生のためにも、現在の複雑な制度を少なくとも高齢者を含む被災者から見て分りやすく、被災者の自立意識、生活再建意欲を高めるものに見直すことが必要である。ヒアリングでは、被災者に対して支援の気持ちがストレートに伝わるような制度とすべきとの趣旨の提言がなされている。

被災者から見て分りやすい制度であれば、窓口を担当する被災自治体の職員の事務負担は緩和される。本制度は、非常体制となっている被災自治体に過重な事務負担を掛けないものであることが必要である。

平常時と異なる災害時の制度のあるべき姿としては、端的には3つのS（Simple単純明快、Speedy迅速、Sympathetic共感）とまとめることができるであろう。

また、被災自治体には、インフラの復旧、災害廃棄物の処理等を含め、膨大な公費支出を求められ、国からの支援も大きなものとなる。被災地の復興を進めるに当たっての、全体としての公費負担の増大を如何に防ぐかという視点も重要である。

本制度のフィージビリティに関わる、阪神・淡路大震災を超えるような大規模災害時の対応については、現実には想定されていないにも関わらず、今この瞬間に極めて大規模な災害が発生すれば、本制度はこれに対応して支援金を支給しなければならないという問題がある。本制度への信頼を確保するためには、このフィージビリティの問題の整理も同時に行われる必要がある。

もちろん、事前の耐震化等の自助努力が進めば、本制度の安定性も高まることとなり、全体としての公費負担の増大も防げることはいうまでもなく、この方面での更なる努力を期待したい。本制度について言えば、支援内容の充実を図るに当たっても、自助努力の妨げになっていないかということの検証は常に求められるところであろう。

3 制度改正の選択肢と課題

検討会では、市町村への事実上の交付金化という抜本的な変更や住宅本体への支援を含む使途の大幅な拡大から、個別品目の生活関係経費の支給対象への追加などまで、非常に多くの改正事項の選択肢について議論した。各選択肢とも被災の体験を踏まえた切実な意見であるが、一方、その中には、被災者の自助努力を阻害する可能性があったり、都道府県の大幅な追加拠出や国庫負担の増額を要することになるものもあり、私有財産への公費投入という問題との関係で慎重な検討を要するものもある。

以下では、考えられる改正事項の選択肢を可能な限り列挙し、併せて、その利点及び問題点を示すこととする。

なお、検討会では、将来に向けての課題ということで、そもそも災害被害の予防や応急段階の救援と復旧・復興の関連付け、自助・共助・公助の関係のあり方など災害対策基本法や災害救助法を含む災害法制の抜本的見直しを提案すべきとの意見も表明された。

(1) 居住関係経費の支給要件の緩和

1) 使途拡大

住宅本体（建設費、購入費、補修費）への支援

【現状】

- ・ 居住関係経費の使途は被災住宅の解体・撤去費やローン利子等の関連経費に限定。本体は支援の対象外。

【趣旨・利点】

- ・ 大きな災害から地域社会が復興するためには被災者の住まいの再建が不可欠であり、この点に住宅再建の公共性を認め、住宅本体への支援を行うべきとの考え方。
- ・ 居住関係経費の支給率が低い水準に留まっていることから、被災者支援の目的達成には住宅本体への支援が必要との主張もある。
- ・ 被災自治体は既に独自に制度化しているところがある。

【指摘される問題点】

- ・ 住宅は典型的な個人財産であり、その保全も自己責任によるべきであって、税金による支援を行うべきではないとの考え方との矛盾。
- ・ 災害発生後の支援措置を過度に充実すると、住宅の耐震化等の自助努力を阻害

し、最も重要な生命・身体の安全が図られなくなるおそれがある。また、住宅所有者の自助努力たる地震保険への加入等に対する意欲を阻害するおそれがある。

- ・ 持てる者たる住宅所有者のみへの資金提供となり、住宅非所有者との間で不公平を生じる。
- ・ 大規模災害発生時には、インフラ等の復旧にも莫大な資金が必要となるが、個々人の住宅本体にまで支援の手当をできるか疑問。

住宅建設・補修の設計費への支援

【現状】

- ・ 設計費は支援の対象外。

【趣旨・利点】

- ・ 設計費は個人財産たる住宅本体そのものではなく、解体・撤去費など住宅再建に不可欠な関連費用であるので支援対象とするとの考え方。

【指摘される問題点】

- ・ 設計費は関連費用というよりは住宅本体（建築・補修）費用の一部。
- ・ そもそも設計費の決め方は不明確で、支援金額の上限に合うように設定されるおそれがある。

住宅の設備等への支援

【現状】

- ・ 設備等は支援の対象外。

【趣旨・利点】

- ・ 炊事場、風呂、トイレなどの設備や畳、建具等は、基礎、柱、壁、屋根等と異なり、比較的短期間で交換、修繕が必要となるなど資産性は薄いですが、被災者の生活再建には不可欠なものであるので支援対象とするとの考え方。

【指摘される問題点】

- ・ 設備等は住宅に不可欠であり、被害認定の対象ともされていることから、住宅本体そのもの。

集合住宅の共用部分への支援

【現状】

- ・ 集合住宅の共用部分は支援の対象外。

【趣旨・利点】

- ・ 優良建築物等整備事業を始め、マンションの共用部分が助成対象となっている制度は多く、自然災害の被災者にも同等以上の支援を行うべきとの考え方。

【指摘される問題点】

- ・ 共用部分であっても私有財産には違いない。

2) ローン利子

ローン利子への支援期間延長（10年）

【現状】

- ・ 発災日から37ヶ月以内に支払われたローン利子（上限3.5%、うち1%分は控除）が対象。

【趣旨・利点】

- ・ 発災後直ちにローン契約を結ぶことはあり得ず、住宅ローン利子を支援するには少なくとも契約から10年程度は対象とする必要があるとの考え方。
- ・ 自然災害の被災者には、少なくとも耐震改修支援やいわゆる耐震偽装マンション対策で認められたものと同様以上の措置を講ずるべき。

【問題点の指摘】

- ・ 生活再建の初期段階を支援するとの本制度の考え方を外れる。
- ・ いたずらに支援期間を延長することは事務負担の観点からも現実的でない。

ローン利子相当分の前渡

【現状】

- ・ 実際に支払われたローン利子が対象。概算払いにより前渡することは可能。

【趣旨・利点】

- ・ 仮にローン利子の支援期間を延長した場合、被災者の申請に掛かる負担軽減（=自治体の事務負担軽減）のためにはローン利子相当分の前渡が有効。機会費用を考慮すれば住宅再建契約の確認のみでローン利子相当分を支援することが公平。
- ・ 自然災害の被災者には、少なくとも耐震改修支援やいわゆる耐震偽装マンション対策で認められたものと同様以上の措置を講ずるべき。

【問題点の指摘】

- ・ 支援期間の延長には、生活再建の初期段階を支援するとの本制度の考え方を外れないかとの疑念がある。

3) 全壊住宅の補修

全壊住宅の補修への支援

【現状】

- ・ 全壊と判定された住宅の補修に係る撤去費用やローン利子は対象外。

【趣旨・利点】

- ・ 全壊判定は基本的に経済的価値で行われており、構造的に補修で済む場合は論理的にもあり得る。同じ全壊でも「層破壊」していなければ修繕も可能であり、現に補修されている全壊住宅も多数あり、補修に関連する経費は支援対象とすべきとの考え方。

【指摘される問題点】

- ・ 補修で対応できる住宅を全壊と言うことが適切か疑念を生じる可能性があり、被害認定そのものの在り方に影響する可能性がある。

4) 解体撤去費

住宅を再建しない場合の被災住宅の解体・撤去への支援

【現状】

- ・ 住宅を再建しない場合の被災住宅の解体・撤去費用は対象外。

【趣旨・利点】

- ・ 住宅再建の有無に関わらず被災住宅は個人の責任で撤去しなければならず、生活再建の第1歩には違いないとの考え方。
- ・ 現実問題として被災住宅が撤去されないと地域の復興に支障が生じる。

【指摘される問題点】

- ・ 解体・撤去費は解体・撤去そのものの支援が目的ではなく、住宅再建に繋がらない場合はその前提を欠くことになる。
- ・ 土地売却の準備である場合には、税金による支援は不適當。

5) 住宅再建場所

住宅再建場所の制限の緩和

【現状】

- ・ 土砂崩れの危険があるなどやむを得ない場合を除き、住宅は元の場所に再建。

【趣旨・利点】

- ・ 企業雇用者は勤務先の事業所が被災を契機に移転等すれば本人の意思とは関わりなく移住せざるを得ないことなどから、別の場所での生活再建を否定する必要はないとの考え方。
- ・ 接道部分が狭いなど元の土地に再建することが最善ではないケースもあり、弾力化すべきとの考え方。

【指摘される問題点】

- ・ 住まいの再建が地域の復興、コミュニティの維持とは無関係となる。
- ・ 解体撤去の支援が従前の土地売却の準備となる場合には、税金による支援は不適當。

6) 住宅所有者の弾力的判定

親族間の場合の住宅所有者の弾力的判定

【現状】

- ・ 子どもが親名義の家に居住して被災した場合、子どもは非所有者扱いで、居住関係経費の上限額は1/2。
- ・ 被災した親の住宅を被災していない子どもが再建した場合は、子どもは被災者でないので対象外。

【趣旨・利点】

- ・ 親子関係など一定の親族間では住宅所有の有無、被災の有無を弾力的に考える

ことで、実情に沿った再建支援ができる。

【指摘される問題点】

- ・ 個々の事情は千差万別で、現に被災していない者などに例外を認めると不均衡が生じたり、確認作業が更に複雑になり、收拾がつかなくなる。

7) 住宅以外への支援

店舗、作業場等への支援

【現状】

- ・ 店舗、作業場等は対象外。住居兼用の場合は住居部分に着目して支援。

【趣旨・利点】

- ・ 生業たる店舗等の再建ができないと生活再建もできない、商店街が復興しないと住民生活も成り立たないとの考え方。

【指摘される問題点】

- ・ 事業用資産であれば尚更に保険等による備えが基本であり、被災後の支援は融資が原則。

賃貸人（大家）への支援

【現状】

- ・ 住宅の所有・非所有に関わらず、居住者が支援対象で、賃貸人は対象外。

【趣旨・利点】

- ・ 賃貸人は賃借人以上の被害を受けている。
- ・ 民間賃貸住宅が再建されないと賃借人の住まいが確保できず、結果として公的救済が必要な人を増やしたり、人口流失を招いて地域の活力低下をもたらすとの考え方。

【指摘される問題点】

- ・ 賃貸用住宅も事業用資産である。
- ・ 事業用資産であれば尚更に保険等による備えが基本であり、被災後の支援は融資が原則。

8) 地盤災害

地盤被害に対する支援

【現状】

- ・ 被害認定の対象は住宅被害。地盤被害が住宅に及んでいればその限りで対象となる。地盤被害の修復に関する経費は対象外。

【趣旨・利点】

- ・ 住宅に直接の被害がなくとも、そのままでは居住できない場合や隣接地に悪影響を及ぼす場合があり、生活再建のためには地盤被害の関係も支援対象とすべきとの考え方。

【指摘される問題点】

- ・ 地盤は私有の土地そのものであり、住宅以上に個人資産への税金投入の問題が明確になる。
- ・ 土地被害の認定基準の未整備と困難性。

(2) 生活関係経費の使途拡大

自動車、パソコン等を使途に追加。

【現状】

- ・ 家財道具等の生活に必要な物品の範囲は限定列挙。

【趣旨・利点】

- ・ 現在対象外の自動車、パソコンなどを最早通常の生活に必要なものとして使途に追加しても良いのではないかとの考え方。

【指摘される問題点】

- ・ 標準的に必要な物品の範囲を超えるもの、自立した生活の再建に繋がらないものにまで使途を拡大することは公費による支援としては不適當。

生活関係経費の使途を生活費等に拡大して自由化。

【現状】

- ・ 生活関係経費の対象は、家財道具等の生活に必要な物品、災害による負傷等の医療費、引越費用。

【趣旨・利点】

- ・ 被災直後は生活費にも事欠く事態もあり得るので、生活費や日用品まで対象を広げ、自由化するとの考え方。

【指摘される問題点】

- ・ 公費を財源とする以上、使途の完全な自由化は困難。

(3) 生活関係経費と居住関係経費等の区分撤廃

現行の使途全てにつき、年齢年収、被災区分等に応じた上限額(最大300万円)の範囲で容認し、生活関係経費と居住関係経費の区分を撤廃

【現状】

- ・ 最大で、生活関係経費100万円、居住関係経費200万円、家賃50万円(居住関係経費200万円の内数)という枠がある。年齢年収、被災区分等で変わる。

【趣旨・利点】

- ・ 法律では全体の上限額(最高300万円)を規定しているのみであり、被災者の選択の余地を拡大すべきとの考え方。

【指摘される問題点】

- ・ 生活関係経費の使途を拡大しない前提であれば、生活関係経費の枠を拡大すべき理由に乏しい。

- ・ 賃借人は被災以前から家賃を支払っていたのであり、家賃補助を現行以上に拡大すべき理由に乏しい。
- ・ 居住関係経費は今も大半の被災者が使い切れておらず、居住関係経費の枠を拡大すべき理由に乏しい。

(4) 上限額の引き上げ

支援金の上限額を引き上げる（例えば500万円程度）

【現状】

- ・ 法定されている上限額は300万円。

【趣旨・利点】

- ・ 住宅が全壊した被災者の生活再建には300万円では足りず、住宅本体への支援を行うとともに金額も引き上げるべきとの考え方。

【指摘される問題点】

- ・ 住宅本体への支援の問題は(1)1)に同じ。
- ・ 拠出金及び国の予算の大幅増額が必要。
- ・ 自助努力による事前対策への取組み意欲を阻害するおそれ。

(5) 大規模半壊の生活関係経費

大規模半壊世帯にも生活関係経費を容認

【現状】

- ・ 大規模半壊世帯には居住関係経費（最大100万円）のみが適用される。

【趣旨・利点】

- ・ 家財道具の被害の程度は住居の被害程度とは必ずしも関連はなく、例えば浸水被害の場合に相対的に大きくなっているため、生活関係経費の支援を全壊世帯に限定するべきではないという考え方。

【指摘される問題点】

- ・ 生活関係経費は家財道具の損失補てんではなく、あくまで生活基盤に著しい被害（基本的には住居全壊）を受けた者の新たな生活再建を支援するもの。
- ・ 現行制度の枠外の対応であり、拠出金及び国の予算の増額要因。

(6) 申請期間の延長

経費の区分に関わりなく一律に発災日から37月を申請期間とする

【現状】

- ・ 申請期間は、発災日から、生活関係経費：13月、居住関係経費のうち家賃：25月、家賃を除く居住関係経費：37月。

【趣旨・利点】

- ・ 家財道具等は住宅を再建してから購入したいとする被災者の要望に応える。

【指摘される問題点】

- ・ 速やかな生活再建を後押しするとの制度の趣旨からは申請期間が長すぎるのは問題がある。

(7) 住宅の再建方法に着目した支援

住宅の再建、補修など再建方法に応じた支援

【現状】

- ・ 全壊世帯では補修は対象外。大規模半壊世帯では建直しは対象外。

【趣旨・利点】

- ・ 生活（住宅）再建の実際の負担の大きさに応じて支援額を定めるべきとの考え方。
- ・ 被災者の負担実感に応じた支援が可能。

【指摘される問題点】

- ・ 生活関係経費の支援対象確定のため、全壊・大規模半壊の判定はなお必要。

(8) 支援対象世帯の拡大

1) 年齢年収

年齢年収要件の緩和（年齢要件の撤廃）

【現状】

- ・ 年間世帯収入合計額 500万円（45歳以上700万円、60歳以上800万円）以下

【趣旨・利点】

- ・ 住宅ローンや子育て等の負担を抱える年代層は支出も多いことから、支援を拡大する必要があるとの考え方。
- ・ 個々の生活困窮者への支援という発想から、地域復興のため高額所得者以外は支援対象とするという発想に転換すべきとの考え方。

【指摘される問題点】

- ・ 生活再建はあくまで自己責任であり、どうしても困難な場合のみに支援するのが公費による支援のあり方。
- ・ 現在の要件でも、既に国民の6割以上が支援対象となっている。
- ・ 現行制度の枠外の対応であり、拠出金及び国の予算の増額要因。

前年度年収額でなく申請時点での最新の年収額の採用

【現状】

- ・ 前年度の年収（5月以前なら前々年）が基準。

【趣旨・利点】

- ・ 災害による失業や営業停止などで所得が減少することを可能な限り反映させる

との考え方。

【指摘される問題点】

- ・ 市町村の事務量が增大する。
- ・ 対象世帯の認定が遅れる。
- ・ 収入の一時的な減少との判別が困難。
- ・ 個別事情を考慮するなら預貯金等の資産も考慮すべき。

世帯人数に応じた年収要件の設定

【現状】

- ・ 世帯区分は単数・複数のみ。単数世帯は支援金額の上限が3/4。

【趣旨・利点】

- ・ 大人数世帯は世帯収入も大きくなるので、それに応じた要件とすべきとの考え方。
- ・ 2世帯同居と認定されて支援金の枠が2倍になる場合との著しい不均衡を是正すべきとの考え方。

【指摘される問題点】

- ・ 生活再建に必要な費用は必ずしも世帯人数に比例しない。

2) 被害認定

より細かい被害認定とそれに応じた支援

【現状】

- ・ 被害認定は全壊・大規模半壊の2段階。

【趣旨・利点】

- ・ わずかな違いで支援に100万円単位の違いが出ることを避けるため、段階を細かくするとの考え方。
- ・ 被害認定も点数で行われているので、単価を決めて点数に掛けて支援金額の上限を決めることは考えられないか。

【指摘される問題点】

- ・ 段階を細かくしても、結局その境目付近では不満が生じる。
- ・ 基金からの支出全体を変えないように段階を細かくすると現行より支援金額が減少する層が生じる。逆に現行より支援金額が減少する層が生じないようにすると追加的拠出・国の予算の増額が不可避となる。

半壊世帯への拡大

【現状】

- ・ 全壊及び大規模半壊が支援対象で、単なる半壊は対象外。

【趣旨・利点】

- ・ 災害救助法の発動要件や応急修理では半壊までを対象としており、半壊でも被災者への支援が必要との考え方。

【指摘される問題点】

- ・ 生活基盤に著しい損害を受けた者を支援するとの本制度の考え方を逸脱。
- ・ 対象世帯が大幅に拡大し、拠出金及び国の予算の大幅な増額が必要。

床上浸水世帯への拡大

【現状】

- ・ 浸水により住宅が全壊・大規模半壊の状態となれば支援対象となる。平成16年、浸水の被害認定に当たっての具体的な留意点を示したところ。

【趣旨・利点】

- ・ 床上浸水では家財道具はほぼ全滅し、家が壊れなくとも臭気が残ることがあるので、支援対象とすべきとの考え方。

【指摘される問題点】

- ・ 生活関係経費は家財道具の損失補てんではなく、あくまで生活基盤に著しい被害（基本的には住居全壊）を受けた者の生活再建を支援するものである。
- ・ 浸水した水回り等の衛生設備については既に被害認定での判定対象となっている。
- ・ 対象世帯が大幅に拡大し、拠出金及び国の予算の大幅な増額が必要。

3) 災害規模

適用要件となっている自然災害の規模の緩和

【現状】

- ・ 市町村内で全壊10世帯以上、都道府県内で全壊100世帯以上、適用自治体などが適用要件。

【趣旨・利点】

- ・ 同一都道府県内で同じ災害で同程度に被災しても市町村が違えば支援対象にならないといった、被災者間の不均衡が生じないように、全ての被災区域に適用すべきとの考え方。

【指摘される問題点】

- ・ 災害対策は市町村の役割であり、規模が大きな場合に、都道府県、国が支援するという基本的な役割分担を崩すこととなる。
- ・ 1軒だけ被災した住宅の再建が公費支援の根拠となる公共性を有することとなるかは疑問。
- ・ 拠出金及び国の予算の増額が必要。

(9) 被災者・被災市町村の事務負担の軽減

支援金の定額化

【現状】

- ・ 現実に支出された金額（支援対象によっては一部金額を控除）を積み上げて支

援金の総額を確定している。

【趣旨・利点】

- ・ 個別の支出の記入や支払ったことの証明などが逐一求められ、被災者・被災市町村に事務負担が掛かっている現状を改善するため、年収年齢要件及び住まいの再建方法の確認のみで、被災者が住まい再建のために通常必要となる金額を定額で支給するという考え方。
- ・ 支出の確定を待たずに支給額が決定でき、速やかな生活再建に資するとともに、被災者・被災市町村の負担が軽減される。

【指摘される問題点】

- ・ 標準的な金額算出の困難性。
- ・ 現実に掛かった費用が支援金額を下回った場合などには納税者たる一般国民の理解の上から問題がある。
- ・ 使途が限定されている以上、何らかの使途確認は必要であり、認められていない使途に用いられたことが確認された場合には返還の問題が発生。

支援金の見舞金化

【現状】

- ・ 現実に支出された金額（支援対象によっては一部金額を控除）を積み上げて支援金の総額を確定している。

【趣旨・利点】

- ・ 見舞金という性格上、使途の制限は不要。被災者の立場からは最も使い勝手の良い支援となるとの考え方。

【指摘される問題点】

- ・ 善意の義捐金と税金とでは全く性格が異なり、公費支出の目的としては不適切。
- ・ 使途が全く自由ということでは生活再建に全く役立たない使途（遊興費など）に用いられるおそれがあり、法の趣旨を逸脱。
- ・ 仮に見舞金としても、障害を負った場合の災害見舞金（生計維持者以外は125万円）に比して適正な額となるべきで、300万円は過大。
- ・ 見舞金であれば、年収要件は馴染まない。

(10) 被災市町村への交付金化

必要な金額を一括して被災市町村に交付。被災者への配分は市町村長権限。

【現状】

- ・ 個人（世帯単位）に対する給付。

【趣旨・利点】

- ・ 真に支援が必要な被災者については住民に最も身近な自治体である市町村が的確に判断できるので、市町村に総額を交付し、支援金の使途と配分は市町村長に委ねるべきとの考え方。

【指摘される問題点】

- ・ 災害の都度市町村が配分方法を決めるため、配分方法を巡る混乱が生ずるおそれや配分方法の決定が遅れるおそれがある。
- ・ 交付金総額を被災程度だけで決めるのであれば、実際の配分には国の指針や市町村の計画などが必要となる。
- ・ 財源の性格上、義捐金の配分と異なり、市町村によって全く配分方法が異なるというのでは、被災者間の不公平感の高まりが懸念される。
- ・ 被災者への現金支給に途を開いたとの本制度への評価が失われる。

(11) 国庫負担割合の引上げ

国庫負担割合を2/3とする。

【現状】

- ・ 都道府県拠出の基金から1/2、国庫1/2。

【趣旨・利点】

- ・ 現在の基金は取り崩しが続いていることから、国庫負担割合の引き上げを求める考え方。

【指摘される問題点】

- ・ 都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金による支援というのが本制度の根幹であり、国庫負担が1/2を超えると、その根幹が変質。
- ・ 国の予算の大幅増額が必要。

(12) 事前対策や保険制度の充実と併せた総合的な対応

耐震改修等被災を避けるための事前のさまざまな自助努力の促進策や保険・共済等の自己資金による生活再建策の充実との連携・連動（支援対象の事前措置を講じていた者への限定、事前措置を講じていた者への支援上乘せ等）

【現状】

- ・ 支援金の支給額は、事前対策の有無や自己資金による生活再建への備えの有無とは連動していない。
- ・ 耐震化促進策や保険の加入促進策等は、それぞれに対策を講じている。

【趣旨・利点】

- ・ 予防的対策の浸透による被害そのものの軽減。また、それによる公的負担の軽減。
- ・ 速やかな生活再建の実現。また、それによる公的負担の軽減。

【指摘される問題点】

- ・ 関連づける事前対策の範囲は複雑多岐に亘り、制度設計が困難。
- ・ 自助努力への取り組みは、経済的事情その他のさまざまな事情によって、一定の限界が存在する。
- ・ 制度が複雑化したり給付水準に差がついたりすることにより、被災者の負担や不公平感が高まり、災害現場での制度運用に重大な支障を来すことが懸念される。

- ・ 被災後に事前措置の有無を確認することは困難。

(13) 大規模災害発生時の対応（制度のフィージビリティ）

首都直下地震等の大規模災害時には支援金総額に上限設定。

【現状】

- ・ 大規模災害にも同じ対応。支援金総額に上限なし。

【趣旨・利点】

- ・ 大規模災害発生時には支援金総額に上限を設けて対象者に按分給付を行うことで、制度の破綻を避けるとの考え方。
- ・ 支援金総額のレベルとしては、地震保険が国の再保険と民間対応とで対応する総額5兆円という金額の考え方を参照しつつ、都道府県の相互扶助の観点からの拠出で対応することが可能な金額の範囲を検討。

【指摘される問題点】

- ・ 大規模災害時に支援金の総額が限定され、1被災世帯当たりの支援金額が小さくなることに、特に大都市の住民や大都市部を抱える自治体の納得が得られるか。

首都直下地震等の大規模災害時には本制度を不適用（別に特例法を定める）

【現状】

- ・ 大規模災害にも同じ対応。

【趣旨・利点】

- ・ 大規模災害発生時には、都道府県の相互扶助の観点からの拠出金での対応が骨格となっている本制度での対応は不可能であり、その時点で別途の対応を行うということを予め規定しておくという考え方。
- ・ 大規模災害発生時にはインフラの復旧等にも莫大な資金が必要となるが、限られたものとなるであろう復興のための財源をどこに優先的に振り向けるかは、その時点での政治判断に委ねる。

【指摘される問題点】

- ・ 特例の内容が明らかでないため、支援内容が縮小されるとの趣旨と受け取られ、大都市の住民や大都市を抱える自治体の反発が予想される。
- ・ 現実に支援内容が縮小された場合には、被災者・被災自治体の反発は必至。

首都直下地震等の大規模災害時の国庫負担率の引き上げ

【現状】

- ・ 大規模災害でも国庫負担は1/2。

【趣旨・利点】

- ・ 大規模災害発生時には、都道府県の相互扶助の観点からの拠出金での対応は困難であり、国庫負担増額（2/3、3/4、4/5）で対応することにより支援内容を維持しようとの考え方。

- ・ 巨大災害の場合は国家の一大事であり、公共土木施設等の災害復旧制度のように、原則国が2/3ないし8割を負担すべきとの考え方。

【指摘される問題点】

- ・ 大規模災害時にはインフラの復旧等にも莫大な国庫負担が生じることから国庫からの追加的な拠出も極めて困難な状況が予想される。

まとめ

本検討会は、なお最終報告提出まで検討を継続することとしている。

本検討会が、この時点で中間報告をとりまとめ、制度改善の選択肢を示したのは、自然災害の被災者に対する支援がどうあるべきかという問題について、国民の関心を高めることを1つの目的としている。

選択肢の中には、検討に長期間を要すると見込まれるものもある。しかし、本制度の理念や趣旨に沿うものであり、かつ財政等に著しい負担をかけないなど現実性のある提案であれば、各項目全てについての結論を待つまでもなく、実施に移すべきことは言うまでもない。

自然災害による被災は、全ての国民にとって「明日はわが身」である。他方、「公助」に属する被災者支援のための費用は、結局のところ、納税者たる国民によって負担される。多くの国民が、受給と負担の関係まで含めて、この問題について考え、議論し、本検討会に幅広い意見が寄せられることを期待したい。

被災者生活再建支援制度に関する検討会委員名簿

石川 嘉延	静岡県知事
(座長)伊藤 滋	早稲田大学特命教授
小幡 純子	上智大学大学院法学研究科教授
重川 希志依	富士常葉大学大学院環境防災研究科教授
田近 栄治	一橋大学国際・公共政策大学院教授
福和 伸夫	名古屋大学大学院環境学研究科教授
松原 一郎	関西大学社会学部教授
室崎 益輝	総務省消防庁消防研究センター所長

被災者生活再建支援制度に関する検討会開催日時

第1回検討会

平成19年 3月 1日(木) 10:00~12:00
制度の位置づけと概要、施行状況等

第2回検討会

平成19年 5月14日(月) 14:00~17:00
関係者意見聴取、制度に関する改善要望
意見聴取対象者：泉田裕彦 氏
森 民夫 氏
小林郁雄 氏
山崎 登 氏

能登半島地震被災地視察

平成19年 5月26日(土)~27日(日)

第3回検討会

平成19年 5月28日(月) 14:00~17:00
関係者意見聴取、住宅本体、論点整理
意見聴取対象者：浅見泰司氏
永松伸吾氏
吉田浩二氏
大川畑文昭氏

第4回検討会

平成19年 6月29日(金) 14:00~16:00
制度見直しの方向性について

第5回検討会

平成19年 7月30日(月) 10:00~12:00
中間報告について

被災者生活再建支援制度見直しの方向性について（参考資料）

被災者支援策の全体像

自然災害による被災者への支援の全体像と被災者生活再建支援制度	1
耐震改修、耐火建築、都市計画の防災関係施策	2
火災保険、地震保険、共済等の事前の備え	4
災害救助（仮設住宅、応急修理）	5
被災者生活再建支援金	5
災害援護資金、災害復興住宅融資等の被災者への融資	5
公営住宅、特定優良賃貸住宅等	7
税、公共料金の減免等	8
地方自治体単独事業	9

被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援制度とは？（制度の概要）	10
対象となる自然災害は？	12
受給対象となる世帯は？	13
支援金の受給限度額は？（世帯の年収や年齢等の違いによる受給額の違い）	14
対象となる経費は？	17
支援金支給の仕組みと手続きは？	21
申請期間、申請方法、必要書類は？	22
被災者生活再建支援制度の実績は？	25
受益と負担の関係は？	28

（参考）被災者生活再建支援制度の経緯等

平成10年 被災者生活再建支援法案提案理由説明	31
「被災者の住宅再建支援の在り方に関する検討委員会」報告書	33
「防災体制の強化に対する提言」	36
平成16年 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案提案理由説明	37
住宅本体を巡る議論の整理	38

被災者支援策の全体像

自然災害による被災者への支援の全体像と被災者生活再建支援制度

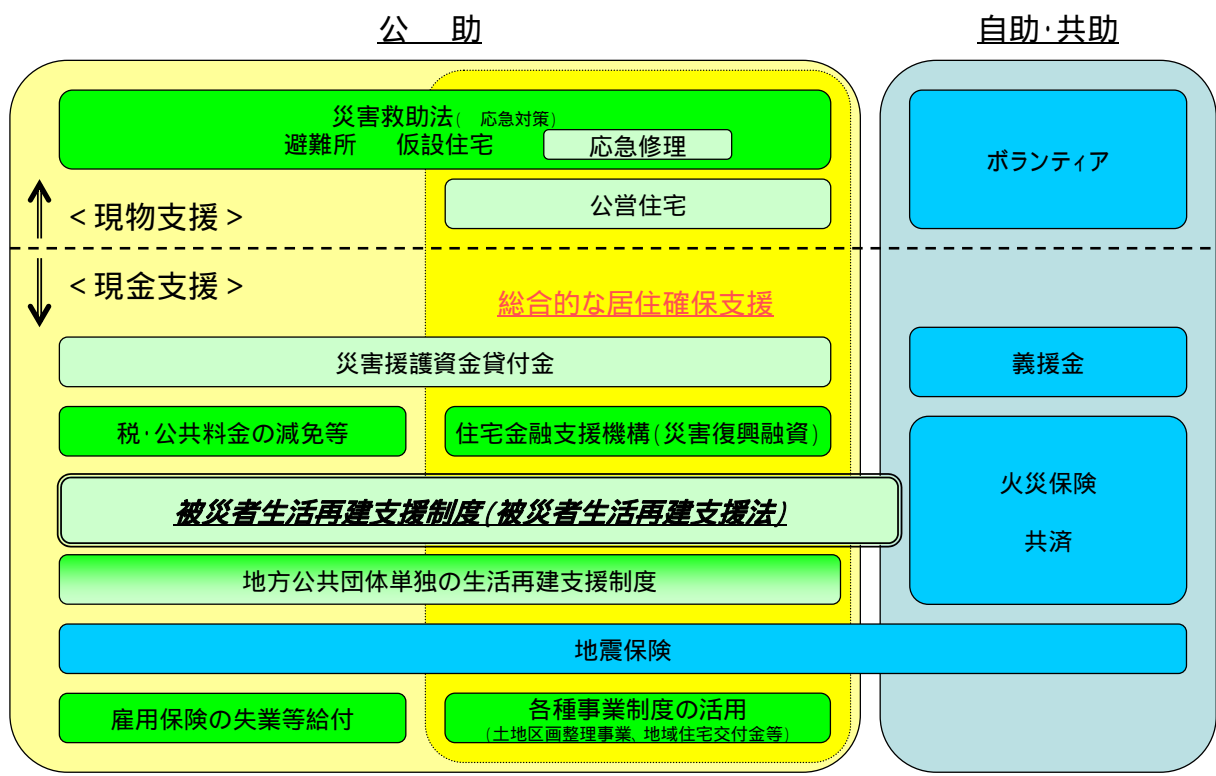
被災者の生活再建を支援するため、我が国では、被災者自身の自助努力の能力に応じて、さまざまな制度が整備されています。

たとえば、自らの資力で生活再建が可能な場合には、災害復興住宅融資等の融資を中心とした支援や、政府による再保険を基盤とする地震保険も整備されています。一方、自らの資力で生活再建を果たすことができない場合には、公営住宅等の公的住宅の提供、災害援護資金の貸付や各種公共料金の減免等も行われます。また、税の減免なども多くの被災者を対象に行われています（下図参照）。

このように多様な支援制度が整備されている状況にも関わらず、阪神・淡路大震災では自宅を再建できない被災者や住み慣れた街から離れた公営住宅にしか住まいを確保できない被災者が多く発生したことから、被災者個人に対する公的な現金支給制度の創設を求める声が高まり、平成10年に被災者生活再建支援法が制定され、本制度が整備されました。

各種の被災者支援のための制度がある中で、本制度は、その中心的というよりは、むしろ下支え的な役割を果たしています。本制度は、被災直後の茫然自失の状態から立ち直り、自らの生活を再建しようとする意欲はあるが経済的状況から踏み出せないでいる被災者を支援によって後押しし、自助努力や各制度の活用による生活再建への呼び水となることを目的としています。

自然災害による被災者への支援の全体像



(凡例) 所得制限がない、又は所得制限はあるが国民の大半が支援対象になり得るもの
 所得制限があるもの
 自助又は共助(所得制限とは無関係)

耐震改修、耐火建築、都市計画の防災関係施策

耐震改修の促進

住宅・建築物耐震改修等事業

耐震診断を実施する場合は、2 / 3の補助。

耐震改修工事を実施する場合は、戸建て住宅、マンションともに15.2%の補助。また、避難路沿道等分譲マンションの場合は33.3%の補助。

	対象	主な要件等
耐震診断	戸建て住宅・マンション	補助率：民間実施：国1/3 地方公共団体1/3 地方公共団体実施：国1/2
	建築物	補助率：民間実施：国1/3 地方公共団体1/3 地方公共団体実施：国1/3（緊急輸送道路沿道建築物の場合 国1/2）
耐震改修	戸建て住宅	地域要件：既成市街地で、震災時に倒壊により道路閉塞が生じるおそれのある地区 補助率：15.2%（国7.6%＋地方公共団体7.6%）
	建築物・マンション	地域要件：全国のDID地区等 補助率：15.2%（国7.6%＋地方公共団体7.6%） ※緊急輸送道路沿道建築物については、 補助率：66.6%（国33.3%＋地方公共団体33.3%） ※避難路沿道等分譲マンションについては、 補助率：33.3%（国16.7%＋地方公共団体16.7%）
耐震化の促進に関する事業		補助対象：耐震化に係る計画策定費、PR費等 補助率：民間実施：国1/3 地方公共団体1/3 地方公共団体実施：国1/2

地域住宅交付金

地方公共団体独自の提案による事業として、耐震診断、耐震改修に助成が可能。
助成要件、助成率等については、地方公共団体が独自に決定。

融資制度

耐震改修工事に対する融資制度としては以下のものがある。

対象	主な要件等
戸建て住宅	住宅金融支援機構（耐震改修工事） 融資限度額：1000万円 金利：償還期間10年以内 2.26%、11年以上20年以内 3.07% （平成19年5月9日現在）
マンション	住宅金融支援機構（耐震改修工事） 融資限度額：1000万円 金利：償還期間10年以内 2.26%、11年以上20年以内 3.07% （平成19年5月9日現在）
建築物	日本政策投資銀行融資 融資比率：40% 金利：政策金利I

税制

耐震改修工事に対する税制措置としては以下のものがある。

対象	主な要件等
改修	<ul style="list-style-type: none">○住宅ローン減税：10年間、ローン残高の1%を所得税から控除○耐震改修促進税制(H18年度より)<ul style="list-style-type: none">□住宅<ul style="list-style-type: none">・所得税：一定の区域内において、耐震改修に要した費用の10%相当額(上限 20万円)を所得税から控除・固定資産税：一定の耐震改修工事を行った場合、一定期間固定資産税額(120㎡相当部分まで)を1/2に減額□事業用建築物<ul style="list-style-type: none">・所得税、法人税：耐震改修促進法の認定計画に基づく特定建築物の耐震改修工事の費用について、10%の特別償却
(関連)	中古住宅購入の際のローン減税 築後年数要件(マンション25年以内、木造戸建て住宅20年以内)を撤廃し、新耐震基準への適合を要件化(H17年度より)

不燃化の促進

都市計画法の規定による防火地域及び準防火地域の指定や、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、都市防災総合推進事業等の実施及び延焼遮断帯道路の整備、消防法の規定による建築同意制度の効果的な運用による不燃化の促進を図っている。

都市防災不燃化促進事業により、市区町村が不燃化促進区域を指定すると、この区域内で耐火建築物を建築する所有者に対して、国や地方公共団体が建築費の一部を助成。

また、住宅金融支援機構や首都圏不燃建築公社等による融資もある。

火災保険、地震保険、共済等の事前の備え

火災保険

火災保険（住宅火災保険）は、風災、ひょう災、雪災等による損害を補償。住宅を取り巻くさまざまなリスクを補償するタイプの住宅総合保険では、これらに加えて水災等も補償。

	住宅総合保険	住宅火災保険
火災		
落雷		
ガス爆発等		
風災・ひょう災・雪災		
水災		x

補償対象

建物と家財

契約金額の設定方法

「再調達価格」：同等のものを新たに建築あるいは購入するのに必要な金額。

「時価」：再調達価格から、年経過や使用による消耗分を差し引いた金額。

地震保険

地震保険とは

地震、噴火、津波を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没による損害を補償。

地震保険に関する法律に基づき、政府と民間の損害保険会社が共同で運営。

一定規模以上の支払保険金が生じた場合は、保険金の一部を政府が負担（政府再保険）。

地震災害による被災者の生活の安定に寄与。

地震保険の内容

(1) 補償対象

居住用建物と生活用動産（家財）

(2) 契約方法、契約金額

火災保険とセットで契約

地震保険の契約金額は、火災保険の契約金額の30%～50%の範囲内。

但し、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度。

(3) 保険料と割引制度

保険料は、建物の構造と都道府県別に定める危険度によって、それぞれ異なる。

割引制度については、建築年割引と耐震等級割引がある。（耐震診断割引等を導入予定。）

(4) 保険金の支払

全壊の場合は、契約金額の全額

半壊の場合は、契約金額の50%

一部損壊の場合は、契約金額の5%

共済（農協の建物更正共済等）

農業協同組合の建物更正共済の場合、火災、落雷、爆発、台風、大雪、豪雨、風災、ひょう災、雪災に対して補償。また、あらかじめ地震に対する保障がセットされている。

災害救助（仮設住宅、応急修理）

応急仮設住宅への入居

自らの資力では住宅確保が出来ない被災者に対し、プレハブ等による応急仮設住宅の建設・確保のほか、公営住宅あるいは民間賃貸住宅の空き住戸を一時提供住宅として確保。

住宅の応急修理に対する支援

災害により住宅が半壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する。なお、応急修理は、市町村が業者に委託して実施。

修理限度額は1世帯あたり約50万円。同じ住宅に2以上の世帯が同居する場合は1世帯とみなす。以下の要件を満たす方が支援の対象。

災害により住宅が半壊又は半焼した方

応急仮設住宅等に入居していない方

自ら修理する資力のない世帯（生活保護法による被保護者・要保護者、失業した世帯等）

被災者生活再建支援金（本制度）

被災者生活再建支援金の支給

災害により住宅が全壊等した世帯に対して、

生活に必要な物品の購入費や引っ越し費用（最大100万円）

住宅の解体・撤去費用、再建のためのローン利子、家賃などの居住関係経費（最大200万円）

を支給する。

年収500万円以下（世帯主が45歳以上の場合は700万円以下、世帯主が60歳以上又は要援護世帯の場合は800万円以下）の世帯が対象。

災害援護資金、災害復興住宅融資等の被災者への融資

生活の再建支援のための貸付

災害援護資金（災害弔慰金の支給等に関する法律）

災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、生活の再建に必要な資金を貸付。

以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が支援の対象（但し、所得制限がある）。

世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上

家財の1/3以上の損害

住居の半壊又は全壊・流出

貸付限度額、貸付利率、据置期間、償還期間は以下のとおり。

貸付限度額	世帯主に1か月以上の負傷がある場合		世帯主に1か月以上の負傷がない場合	
	ア 当該負傷のみ	150万円	ア 家財の3分の1以上の損害	150万円
イ 家財の3分の1以上の損害	250万円	イ 住居の半壊	170万円	
ウ 住居の半壊	270万円	ウ 住居の全壊(工の場合を除く)	250万円	
エ 住居の全壊	350万円	エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円	
貸付利率	年3%(据置期間中は無利子)			
据置期間	3年以内(特別の場合5年)			
償還期間	10年以内(据置期間を含む)			

災害援護資金(生活福祉資金)

災害を受けたことによる困窮から自立更生するために必要な資金を貸付。住宅の補修、家財の購入に活用できる。

低所得世帯、生活保護世帯が支援の対象。(災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外。)

貸付限度額は150万円まで、年利3%、据置期間1年以内、償還期間7年以内。

その他の生活福祉資金による各種貸付

金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者や要介護者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図ることのために必要な資金を貸付。

低所得世帯、生活保護世帯、障害者のいる世帯、要介護者のいる世帯が支援の対象。

住宅資金、緊急小口資金、修学資金、更生資金、福祉資金、離職者支援資金、療養・介護等資金、長期生活支援資金などがある。

母子寡婦福祉貸付金

母子家庭や寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な資金を貸し付ける母子寡婦福祉資金について、災害により被災した母子家庭及び寡婦には、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長、償還金の支払猶予などの特別措置を講じる。

母子家庭の母、母子福祉団体(法人)、父母のいない児童(20歳以上)、寡婦、40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の者が支援の対象。

厚生年金等担保貸付、労災年金担保貸付等

恩給・共済年金、厚生年金、労災年金等を担保に、教育費や居住関係費、事業資金等を融資。年金受給者が支援の対象。

250万円以内まで融資可能(ただし、恩給・共済年金の場合は年額の3年分以内)

住宅金融支援機構融資

災害復興住宅融資(建設)

融資が受けられる住宅は、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅。また、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。

自分が居住するために住宅を建設する場合、住宅が「全壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた人が対象。(住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した「り災証明書」の発行を受けた人でも一定の条件を満たす場合は対象となる。)

融資限度額は、最高1,460万円（返済期間35年）、元金据置期間、返済期間の延長が設定できる。

災害復興住宅融資（新築購入、リ・ユース購入）

融資が受けられる住宅は、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が50㎡（マンションの場合40㎡）以上175㎡以下の住宅で、一戸建ての場合は敷地面積が100㎡以上必要。また、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。

自分が居住するために住宅を建設する場合で、住宅が「全壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた人が対象。（住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した「り災証明書」の発行を受けた人でも一定の条件を満たす場合は対象となる。）

融資限度額は、最高1,460万円（返済期間35年）、元金据置期間、返済期間の延長が設定できる。

災害復興住宅融資（補修）

自分が居住するために住宅を補修する場合で、住宅に10万円以上の被害を受け、「り災証明書」の発行を受けた人が対象。

融資対象となる住宅は、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。

融資限度額は、最高640万円（返済期間20年）、元金据置期間を設定できる（ただし、返済期間は延長できない）。

公営住宅、特定優良賃貸住宅等

公営住宅への入居

以下の要件を満たす方が支援の対象。

住宅困窮要件：災害によって住宅を失い、現に住宅に困窮していることが明らかな方

同居親族要件：現に同居し、又は同居しようとする親族がある方

入居収入基準：26万8千円以下（災害発生日から3年を経過した後は20万円）

なお、被災市街地復興推進地域に指定された地域では、同居親族要件、入居収入基準はない。公営住宅の家賃は収入に応じて設定されるが、必要があると認められる場合は、一定期間、家賃が減免される。

特定優良賃貸住宅等への入居

以下の要件を満たす方が支援の対象。

- ・災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において賃貸住宅に入居させることが適当である者として都道府県知事が認めるもの（60万1千円以下で当該都道府県知事が定める額以下の所得のある者（20万円に満たない所得のある者）にあっては、所得の上昇が見込まれる者）に限る。）

税、公共料金の減免等

税の減免等

地方税の特別措置

被災納税者の地方税（個人住民税、固定資産税、自動車税等）の一部軽減又は免除のほか、徴収の猶予、期限の延長を実施。

国税の特別措置

被災納税者の所得税の軽減、災害が発生した後に納期限の到来する予定納税の減額、給与所得者の源泉所得税の徴収猶予、納税の猶予、申告などの期限の延長を実施。

保険料の減免等

国民健康保険料、介護保険等の減免・猶予等

国民健康保険料の納期限の延長及び一部負担金の減免長等を実施。
介護保険についても、介護保険料の納期限の延長や利用者負担額の減免措置を実施。

公共料金・使用料等の減免等

公共料金・使用料等の特別措置

各自治体が所管する公共料金や施設使用料、保育料等が軽減・免除されることがある。また、電気、ガス、電話料金等についても、各種料金の軽減・免除が実施されることがある。

地方自治体単独事業

実施主体	制度名	対象災害	対象地域	対象となる世帯			対象となる経費			支給額		支給実績(平成18年12月31日現在)			負担割合	備考
				被害程度	収入・年齢	その他	対象経費 (支援法と同じ、異なる×)	支援法対象経費以外で 対象となる経費	住宅本体 (あり、なし×)	最大支給額	支援制度と 併給の場合の 合計最大支給額	適用災害数	支給世帯数	支給金額 (千円)		
国	被災者生活再建支援制度	災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害 5世帯以上の住宅全壊被害が発生し、に隣接する市町村(人口10万未満に限る)における自然災害	対象災害が発生した市町村	全壊、大規模半壊	年収500万円以下の世帯 年収500万円超700万円以下で世帯主が45歳以上又は要保護世帯 年収700万円超800万円以下で世帯主が60歳以上又は要保護世帯	物品の購入費又は修理費(復旧費) 住居移転費又は交通費 住宅賃借の場合の礼金 民間賃貸住宅の家賃(仮住まいのための経費) 住宅の解体(除去)、撤去、善処費 住宅の建設、購入のための借入金等の利息 ローン保証料その他住宅の建替等にかかる諸経費	-	×	300万円	-	16災害	9,030	9,448,652	国、基金 1:1	三宅島噴火災害における帰島世帯への支援(長期避難世帯解除特別)を含む。	
北海道	北海道自然災害に伴う住家被害見舞金	自然災害	道内全域	全壊、半壊	制限なし	×	制限なし	-	20万円	320万円	9災害	480	43,840	道単独		
福島県	生活再建給付金 実施主体は財団法人 備考欄参照	県内で支援法が適用された災害	支援法適用外の市町村	支援法と同じ	支援法と同じ		-	×	300万円	併給なし	実績なし			備考欄参照	県・市町村の拠出によって設立した財団(財団法人福島県被災者救済基金協議会)による制度。 出資割合 県・市町村=1:2	
東京都	東京都三宅島災害被災者 帰島生活再建支援金	平成12年度三宅島噴火災害 (H17.2補償時から適用)	三宅村	住宅に著しい被害を受けた世帯	年収1,000万円以下世帯	自己所有かつ居住する住宅	×	住宅の新築、改築、修繕及び住宅附帯設備の修繕、購入費	150万円	450万円	当該災害のみ	771	1,106,535	都単独	支援法対象経費は対象外	
新潟県	新潟県被災者生活再建支援事業補助金	平成16年度7.13豪雨災害	支援法適用市町村に準じた被害を受けた市町村で知事が特に認める市町村	全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水(水害のみ)	制限なし		×	市町村長が生活再建のために特に必要と認めた物品の購入費等 住宅の改築補修費 市町村長が住宅の賃借、補修、建設又は購入に必要な諸経費として認めた経費	100万円	400万円	当該災害のみ	6,241	3,290,239	県・市町村 2:1	制度創設は、個別に被害の規模等を勘案し判断 支給世帯数はH18.10.31現在	
	新潟県中越地震被災者生活再建支援事業補助金	平成16年度新潟中越地震									当該災害のみ	18,349	10,050,438	県・市町村 2:1		
	新潟県6.27梅雨前線豪雨災害被災者生活再建支援事業補助金	平成17年度6.27梅雨前線豪雨災害									当該災害のみ	155	41,942	県・市町村 2:1		
石川県	平成19年(2007年)能登半島地震被災者生活再建緊急支援事業補助金	平成19年能登半島地震	県内全域	全壊、大規模半壊、半壊	拡大部分は支援法と同じ 上乗せ部分は制限なし		拡大部分は 上乗せ部分は×	住宅の建設、購入費、補修費 (上乗せ部分)	100万円	400万円	当該災害のみ	-	-	県・市町村 2:1	拡大部分:大規模半壊世帯に対する生活関係経費、半壊世帯に対する生活関係経費及び居住関係経費。 上乗せ部分:全壊世帯、大規模半壊世帯、半壊世帯に対する生活関係経費、居住関係経費、建築・購入・補修費。	
福井県	被災者住宅再建補助金	平成16年度福井豪雨災害	県内全域	全壊、半壊、一部損壊、床上浸水	制限なし	自己所有かつ自ら居住する住宅に被害を受けたもので、自らの居住に供するために補修又は同一市町村内に住宅を新築・購入したもの	×	住宅本体の建設、購入費、補修費 半壊、一部損壊、床上浸水の世帯に対して家財道具等購入費	400万円	400万円	当該災害のみ	2,880	1,646,680	県・市町村 2:1		
岐阜県	岐阜県被災者生活住宅再建支援制度補助金	県内で支援法が適用された災害	県内全域	床上浸水以上	支援法と同じ		×	住宅の建設、購入費、補修費	100万円	400万円	1災害	290	78,872	県・市町村 2:1		
静岡県	被災者自立生活再建支援事業費助成	全壊、半壊解体、大規模半壊の被害が発生した自然災害	支援法適用外の市町村	支援法と同じ	支援法と同じ		-	×	300万円	併給なし	1災害	1	2,209	県単独		
	被災者住宅再建支援事業費助成	支援法が適用された災害	支援法と同じ	半壊以上	支援法と同じ		×	住宅の建設、購入費、補修費	50万円	350万円	実績なし			県・市町村 1:1		
三重県	被災者住宅再建支援事業費助成	平成16年度台風第22号	県内全域	半壊以上	年収800万円以下	要保護世帯又は高齢者世帯	×	住宅の建設、購入費、補修費	50万円	350万円	当該災害のみ	69	32,957	県・市町村 1:1		
	三重県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金	平成16年度台風第21号	支援法適用市町村 支援法施行令第1条第1項第2号に定める被害の1/2以上(全壊世帯5以上)の被害があった市町村 救助法施行令第3に定める住家の滅失世帯数が生じた市町村	全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水	支援法と同じ		×	住宅本体の建設、購入費、補修費(特に市町村が認める場合)	100万円	400万円	当該災害のみ	1,552	267,347	県・市町村 2:1		
京都府	地域再建被災者住宅等支援事業補助金	平成16年台風第23号 (広範囲にわたり甚大な被害が発生し、複数の市町に災害救助法の適用があったこと)	県内全域	床上浸水、一部損壊以上	制限なし		×	住宅の再建、購入費、補修費	300万円	600万円	当該災害のみ	3,676	1,461,000	県・市町村 2:1		
大阪府	大阪府災害見舞金	自然災害(災害型年金の支給等に関する法律第2条に規定する災害)	10世帯以上の住家が滅失した市町村(但し、知事が特に必要と認めた場合は例外あり)	全壊、半壊、床上浸水	制限なし		×	制限なし	10万円	310万円	2災害	269	13,450	府単独		
兵庫県	兵庫県居住安定支援制度 補完事業	自然災害で知事が特に定めるもの	県内全域(支給対象となる被害が発生した市町村)	支援法と同じ	年収800万円以下		×	住宅の再建・購入、新築または補修に要する経費	200万円	300万円	4災害	1,342	1,091,068	ケースにより異なる	支援法支給要件を満たす世帯に対する建築費、全壊補修に係る経費で、支援法支給限度額との差額相当分 県単独 上記以外 県・市町=2:1	
	兵庫県住宅再建等支援金事業	平成16年度中の自然災害で知事が特に定めるもの	県内全域(支給対象となる被害が発生した市町村)	全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水で損害割合が10%以上20%未満	年収800万円以下		×	住宅の再建・購入、新築または補修に要する経費	100万円	400万円	4災害	4,828	2,341,367	県・市町村 2:1		
鳥取県	鳥取県被災者住宅再建支援制度	県内で10戸以上の住宅が全壊した災害 その他被災地域の破壊と招くとも市町村財政を著しく(圧迫する)おそれのある重大な被害が生じたもので、知事が市町村に協議して指定した災害	対象災害の場合、県内全域 対象災害の場合、指定された市町村(但し、被災者住宅再建支援事業を条例で定めている市町村)	原則、全壊、半壊、一部破損 対象災害の場合、指定された市町村(知事が市町村に協議して別途定めていることができる)	制限なし	住宅の所有者	×	住宅本体の建設、購入費、補修費	300万円	600万円	実績なし			備考欄参照	基金:(拠出割合 県1/2、市町村1/2):8/10 補助金:(補助率 県1/10、市町村1/10):2/10	
鳥根県	鳥根県被災者生活再建支援交付金	支援法による支援対象となる被害が発生(1世帯でも可)した自然災害	支援法適用外の市町村(かつ支援法と同等の支援金を支給する市町村)	支援法と同じ	支援法と同じ		-	×	300万円	併給なし	1災害	未定	未定	県・市町村 1:1		
岡山県	生活再建支援給付金補助事業	平成16年度台風第16号	床上浸水の被害があった市町村	床上浸水による甚大な被害を受けた世帯	支援法と同じ		×	量、ふすまの張替え又は取替え 日常生活に必要かつやむを得ない住宅の応急修理に要する経費	10万円	併給なし	当該災害のみ	3,023	289,293	県単独		
広島県	広島県被災者生活再建支援補助金	県内で支援法が適用された災害	支援法適用外の市町村	支援法と同じ	支援法と同じ		-	×	300万円	併給なし	1災害	4	1,895	備考欄参照	市町が県制度と同様の制度を設け支援をする場合に、県も支援する。	
山口県	山口県被災者生活再建支援金支給事業補助金	県内で支援法が適用された災害	支援法適用外の市町村	支援法と同じ	支援法と同じ		-	×	300万円	併給なし	1災害	2	253	県・市町村 1:1	市町が県制度と同様の制度を設け支援をする場合に、県も支援する。	
徳島県	徳島県住宅再建特別支援事業補助金	平成16年台風第10号、16号、18号、21号、23号 平成18年4月11日豪雨(発災の都度、対象とするかどうかを判断)	県内全域	半壊以上	制限なし		×	住宅本体の建設、購入費、補修費	225万円	300万円	5災害	244	121,956	県・市町村 2:1		
愛媛県	平成16年度愛媛県被災者生活再建緊急支援事業費補助金	県内で支援法が適用された災害	支援法と同様	床上浸水以上	世帯主の収入800万円以下		-	×	100万円	400万円	3災害	2,221	336,994	県・市町村:本人 2:1:1		
高知県	高知県被災者生活再建緊急支援事業補助金	平成17年台風第14号	支援法適用外の市町村	支援法と同じ	支援法と同じ		-	×	300万円	併給なし	当該災害のみ	2	860	県・市町村 1:1		
福岡県	福岡県西方沖地震に係る被災住宅応急修理支援事業補助金	平成17年福岡西方沖地震	支援法が適用されかつ災害救助法が適用されない市町村	半壊	支援法と同じ		×	住宅本体の補修費 上下水道、電気、ガス等の配管、配線の補修費	30万円	併給なし	当該災害のみ	19	5,691	県単独		
	福岡県西方沖地震に係る災害援護資金利子補助金	平成17年福岡西方沖地震	県内全域	負傷又は住居、家財道具に被害のあった世帯	災害援護資金貸付金と同じ		×	災害援護資金貸付金の利子	-	-	当該災害のみ	備考欄参照		県・市町村 1:1	3年間の据置期間後に利子が発生するため、利子補給は平成20年度から発生する。 利子補助予定額:38,113千円 利子補助実施機関:H20年度~27年度	
大分県	大分県被災者生活再建支援事業	県内で10世帯以上の住宅が全壊した自然災害 市町村で5世帯以上の住宅が全壊した自然災害 みなし措置あり)	対象災害の場合、県内全域 対象災害の場合、当該市町村	全壊、半壊、床上浸水	年収800万円以下		×	住宅新築・購入費・補修費	300万円	500万円	実績なし			県・市町村 1:1		
宮崎県	宮崎県被災者生活緊急支援事業補助金	平成17年台風第14号	県内全域	全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水	年収800万円以下		×	制限なし	20万円	320万円	当該災害のみ	5,266	700,852	県・市町村 2:1		
鹿児島県	鹿児島県被災者生活支援金	県内で支援法が適用された災害	支援法適用市町村 同一の災害で被害を受けた市町村	床上浸水以上 店舗等が同等の被害を受けた小規模事業者	年収800万円以下 小規模事業者は所得が600万円以下	支援法支給対象者を除く	×	制限なし	20万円	併給なし	1災害	1,505世帯 237小規模事業者	348,400	基金 県2億円 市町村2億円		

被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援制度とは？(制度の概要)

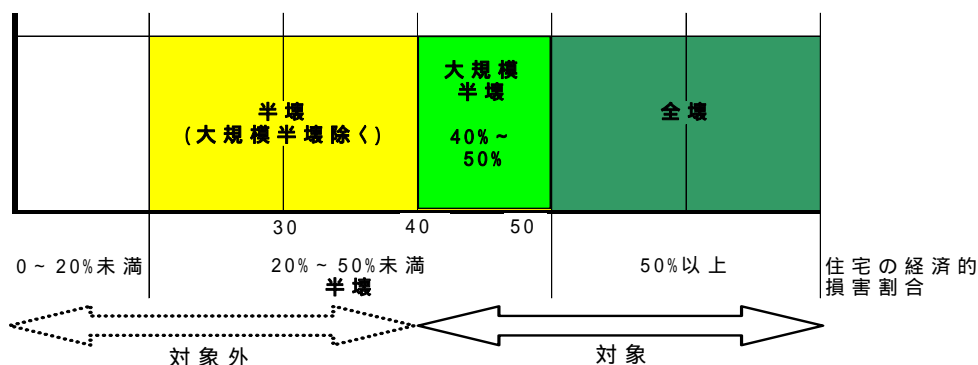
地震や台風などの自然災害により住宅や家財等の生活基盤に著しい被害を受けた世帯に、自立した生活再建の開始を支援するため、被災者生活再建支援金（以下、「支援金」といいます。）を支給するものです（ 1 ）。

受け取ることができる支援金の額は、住宅の被災の程度、世帯の収入や世帯の人数等によって異なりますが、日常生活用品の購入などの経費（ 2 ）に対し最高100万円、被災住宅の解体・撤去等経費、住宅再建のための借入金に対する利息や借家の家賃などの経費（ 3 ）に対し最高200万円、合計で最高300万円を受け取ることができます。

- 1 根拠法令：被災者生活再建支援法（平成10年5月制定）
- 2 生活関係経費といいます。
- 3 居住関係経費といいます。

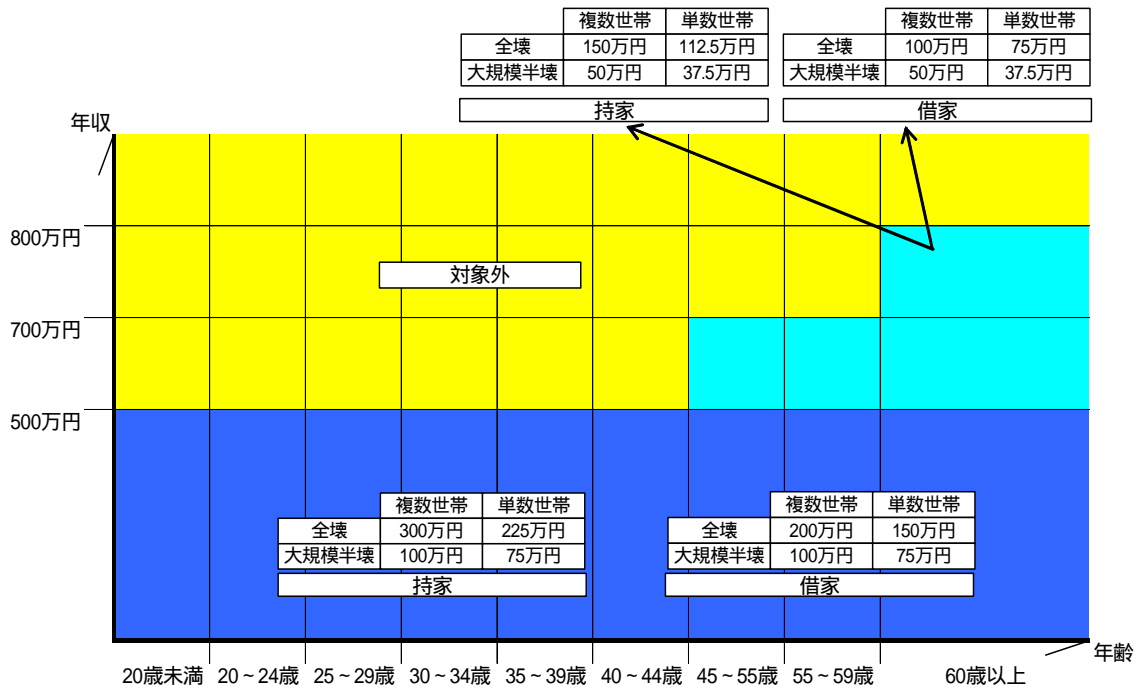
著しい被害を受けた世帯が対象です

例えば・・・ 住宅が「全壊」した世帯
住宅が「大規模半壊」した世帯 等が対象になります。



「半壊」世帯も、やむを得ず解体した場合は対象になります。
「全壊」「半壊」等の判定は市町村が行います。

世帯の年収や人数などに応じて受給限度額があります。
年収・年齢によっては受給できない場合があります。



対象となる経費が定められています

生活関係経費

- 生活に必要な物品の購入費
- 冷蔵庫、洗濯機、テレビ等
- 災害を原因とする医療費
- 住宅の引越し代、交通費
- 住宅を賃借する場合の礼金

居住関係経費

- 民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費 (50万円が限度)
- 被災住宅の解体(除去)・撤去・整地費
- 住宅の建設、購入、補修のためのローン利子
- ローン保証料その他住宅の建替等に係る諸経費

対象となる自然災害は？

支援制度の対象となるのは、一定規模以上の自然災害です。

支援制度の基本的な仕組みは、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者に支援金を支給し、それを国が支援しようとするものです。このような制度の趣旨から、本制度の対象となるのは一定規模以上の自然災害になります。

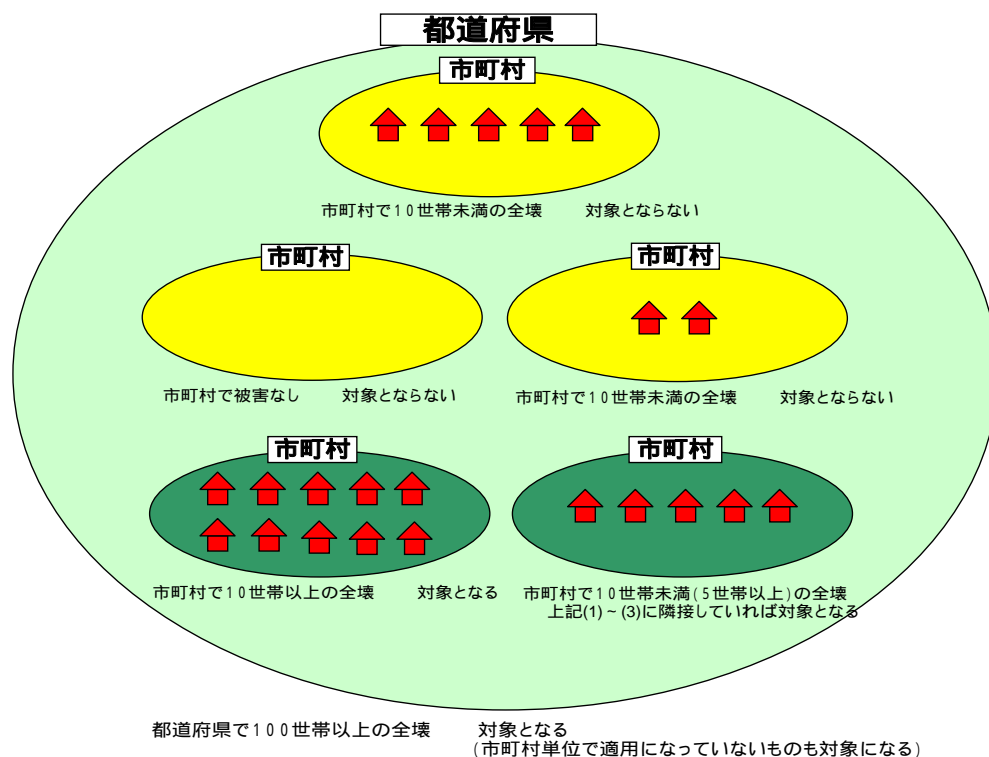
自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害のことをいいます。

支援制度の対象となる災害は以下の通りです。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市区町村における自然災害
- (2) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市区町村における自然災害
- (3) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- (4) 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、上記(1)～(3)の区域に隣接する市区町村(人口10万人未満に限る。)における自然災害

なお、この制度の対象となる自然災害が発生した場合には、都道府県からその旨が公示されます。

例えば・・・ 市町村の区域で10世帯以上の住宅全壊被害が発生した自然災害
都道府県の区域で100世帯以上の住宅全壊被害が発生した自然災害 等



対象となる自然災害は都道府県が公示します。

受給対象となる世帯は？

住宅が全壊した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けた世帯（ ）です。

被災者生活再建支援法第2条第2号より

支援金を受給できる世帯は、支援制度の対象となる自然災害により「生活基盤に著しい被害を受けた」世帯です。具体的には、住宅の被災の程度（ ）などを基準として、以下のような世帯をいいます。

住宅の被災の程度とは、災害により被災した住宅の被害程度（全壊、半壊等）のことであり、その認定は市町村が行います。

住宅が全壊した世帯（全壊世帯）

住宅が半壊しやむを得ず解体した世帯（半壊解体世帯）（ 1 ）

火砕流等により長期避難を余儀なくされた世帯（長期避難世帯）（ 2 ）

住宅が大規模半壊した世帯（大規模半壊世帯）（ 3 ）

- 1 居住する住宅が半壊し、その住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、その住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、その住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
- 2 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
- 3 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。）の補修を含む大規模な補修を行わなければその住宅に居住することが困難であると認められる世帯（上記 1、 2 の世帯を除きます。）

	生活関係経費	居住関係経費
全壊	支給されます	支給されます
大規模半壊（ ）	支給されません	支給されます
半壊（ ）	支給されません	支給されません
一部損壊	支給されません	支給されません

（ ）大規模半壊世帯、半壊世帯は、やむを得ない事由により解体した場合は支給されます。

支援金の受給限度額は？

(世帯の年収や年齢等の違いによる受給額の違い)

世帯の収入や世帯主の年齢等を基準に、受給できる世帯を定めています。
世帯の収入や世帯主の年齢、世帯人数等を基準に、受給限度額を定めています。

支援金を受給できる世帯は、「生活基盤に著しい被害を受けた」世帯であるとともに、「経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な」世帯です。具体的には、世帯の収入や世帯主の年齢等を基準として、以下の通りとなります。

表 - 1 全壊世帯、半壊解体世帯等 (万円)

世帯収入の合計額	世帯人数	生活関係経費	居住関係経費		合計
				うち家賃等	
年収 500 万円以下 世帯主の年齢不問	複数	100	200	50	300
	単数	75	150	37.5	225
世帯主の年齢 45 歳以上又は要援護 世帯で年収 500 万円超 700 万円以下	複数	50	100	25	150
	単数	37.5	75	18.75	112.5
世帯主の年齢 60 歳以上又は要援護 世帯で年収 700 万円超 800 万円以下	複数	50	100	25	150
	単数	37.5	75	18.75	112.5

被災住宅が自己所有でない場合は、居住関係経費（家賃等を除く。）は上記表の 1/2 となります。

被災時に居住していた都道府県以外（隣接市区町村を除く。）に移転する場合は、支援金は 1/2 となりますが、限度額は変更されません。

表 - 2 大規模半壊世帯 (単位：万円)

世帯収入の合計額	世帯人数	生活関係経費	居住関係経費		合計
				うち家賃等	
年収 500 万円以下 世帯主の年齢不問	複数	-	100	50	100
	単数	-	75	37.5	75
世帯主の年齢 45 歳以上又は要援護 世帯で年収 500 万円超 700 万円以下	複数	-	50	25	50
	単数	-	37.5	18.75	37.5
世帯主の年齢 60 歳以上又は要援護 世帯で年収 700 万円超 800 万円以下	複数	-	50	25	50
	単数	-	37.5	18.75	37.5

* 大規模半壊世帯については居住関係経費のみ支給対象になります。

世帯収入

「世帯収入」とは、世帯の中で収入のある全員の方の収入の合計額です。

支援制度は、原則として「世帯収入」が500万円以下の世帯を対象としています。しかし、高齢世帯（世帯主が60歳以上）や、母子世帯・生活保護世帯といった要援護世帯、中高年齢層世帯（世帯主が45歳以上60歳未満で、収入はあっても教育費等の平常時における負担も重い時期で、被災時には財産的損失も加わり、経済的に厳しい状況にあると考えられる世帯）については、収入の限度額が引き上げられています。

	世帯の年収 500万円以下	世帯の年収 500万円超え 700万円以下	世帯の年収が 700万円超え 800万円以下	世帯の年収が 800万円以上
世帯主の年齢 45歳未満	年齢に関係なく 支給されます	45歳未満の場合 支給されません	60歳未満の場合 支給されません	年齢に関係なく 支給されません
世帯主年齢が 45歳以上60歳未満		45歳以上の場合 支給されます		
世帯主年齢が 60歳以上		60歳以上の場合 支給されます		

収入の算定は、居住する住宅が災害により被害を受けた日（被災日）の属する年の前年の収入（当該被災日が1月から5月までの間である場合は、前前年の収入）について行います。

収入額の算定は、その収入が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市区町村民税に係る総所得金額を用い、表-3の左欄の総所得金額の区分に応じ、右欄の算定式により計算した額となります。

表-3

総所得金額（ ）	収入
97万5千円以下	総所得金額 + 65万円
97万5千円を超え、108万円以下	総所得金額 ÷ 0.6
108万円を超え、234万円以下	(総所得金額 + 18万円) ÷ 0.7
234万円を超え、474万円以下	(総所得金額 + 54万円) ÷ 0.8
474万円を超え、780万円以下	(総所得金額 + 120万円) ÷ 0.9
780万円を超える	(総所得金額 + 170万円) ÷ 0.95

「総所得金額」は、収入金額から必要経費等を差し引いたもので、地方税法第313条第1項に規定するものをいいます。

上記で算定された各世帯員の収入を合計します。これが「世帯収入」です。

世帯主の年齢等の基準

世帯主の年齢、世帯員数及び要援護世帯（ ）等の認定は、原則として当該自然災害が発生した日を基準とします。

要援護世帯

心神喪失・重度知的障害者世帯	心神喪失の常況にある方又は児童相談所、知的障害者更正相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医の判定により重度の知的障害者とされた方が同居している世帯
1級の精神障害者世帯	1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が同居している世帯
1、2級の身体障害者世帯	1～2級の身体障害者手帳の交付を受けている方が同居している世帯
1級の障害基礎年金受給者世帯	国民年金法による障害基礎年金の等級が1級であることが確認できる年金証書を受けている方が同居している世帯
1級の特別児童扶養手当受給者世帯	特別児童扶養手当を支給されている障害等級が1級の障害児又は障害児福祉手当が支給されている重度障害児、特別障害者手当が支給されている特別障害者、国民年金法等の一部を改正する法律により福祉手当が支給されている方が同居している世帯
特別項症から第3項症の戦傷病者手帳保持者世帯	戦傷病者手帳の交付を受けている方で、精神上又は身体上の障害の程度が恩給法の特別項症から第3項症までの方が同居している世帯
原子爆弾被爆者世帯	被爆者健康手帳の交付を受けている方で、厚生労働大臣の認定を受けている方が同居している世帯
公害健康被害者世帯	公害医療手帳の交付を受けている方で、障害の程度が特級～2級に該当する方が同居している世帯
就床の常況にある複雑な要介護者世帯	常に就床を要し、複雑な介護を要する方が同居している世帯
65歳以上の障害者世帯	精神又は身体に障害のある65歳以上の方でその障害の程度が、上に掲げる心神喪失・重度知的障害者世帯又は1、2級の身体障害者世帯に準ずる方が同居している世帯
治療方法未確立の疾病その他特殊疾病患者世帯	原因不明、治療方法未確立であり後遺症を残す恐れが少ない疾病、経過が慢性にわたり、介護等に著しく人手を要し、家族の精神的負担等が大きい疾病に罹患している方が同居している世帯
母子・父子世帯	配偶者のいない方が児童を扶養している世帯（児童とは、被災日において満18歳未満の方又は20歳未満で一定の障害の状態にある方をいいます。）
父母のいない児童世帯	父母の両方がいない児童又は父母に監護されていない児童が同居している世帯
生活保護世帯	生活保護法による要保護者である者が属する世帯

対象となる経費は？

対象となる経費には、「生活関係経費」と「居住関係経費」があります。
対象となる経費で実際に支出した額について、支援金を支給します。
(但し、限度額があります。)

支援金は、日常生活用品の購入などの経費（生活関係経費といいます。）に対し最高100万円、被災住宅の解体・撤去等経費、住宅再建のための借入金に対する利息や借家の家賃などの経費（居住関係経費といいます。）に対し最高200万円、合計で最高300万円を受け取ることができます。

生活関係経費

全壊世帯や半壊解体世帯などに対する生活関係経費としての支援金は、次のアからカまでの経費の合計額（最高額は100万円）です。

ア 生活用品経費

日常生活に必要な物品や、被災した世帯・地域などの事情により必要とされる物品類で、次の表 - 4 に掲げる物品の購入費、又は災害により故障破損した物品の修理費です。

イ 医療用具又は福祉用具

医療又は福祉用具として、現在認められているものは次の通りです。

血圧計、低周波治療器、温熱治療器、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、盲人安全つえ、点字器、義眼、義肢、排便補助具、収尿器、超短波治療器、視力表、家庭用吸入器（平成18年3月現在）

ウ 自然災害により負傷し、又は疾病にかかった場合に必要となる医療費

自然災害による負傷等で、自然災害が発生した日から起算して1年を経過する日までの間に支払われる費用であって、社会保険、健康保険、国民健康保険、日雇労働者健康保険、共済組合など法令の規定に基づき、給付される医療費を補てんする保険金の額を控除した自己負担額が対象となります。

エ 住居の移転に必要な移転費（引越費用）

被災世帯が生活の本拠として使用する住居への引っ越しをする場合に必要となる家財の運送費用が対象となります。応急仮設住宅など一時的な居住又は避難を目的とする住宅への引っ越し費用は対象となりません。

オ 住居の移転のための交通費

鉄道、航空機、バス、タクシー等交通機関の利用料金が対象となります。応急仮設住宅など一時的な居住又は避難を目的とする住宅への引っ越し費用は対象となりません。

カ 住宅を賃借する場合における当該住宅の借家権の設定の対価

賃貸住宅に入居する場合に必要な、いわゆる礼金の類で賃貸借契約が終了し、住宅を明け渡す際に賃貸人から返還されない費用が対象となります。賃貸借契約の終了時に返還される敷金の類は対象となりません。

表 - 4 物品の範囲

物品	物品の範囲等
自動炊飯器	
電子レンジ	オープンレンジの類も対象となります。
ガステーブル類	ガスコンロ、電気コンロの類も対象となります。
電気冷蔵庫	
電気掃除機	
電気洗濯機	
ミシン	
電気アイロン	
扇風機	
たんす	和たんす、洋服たんす、整理たんすの類が対象となります。
座卓	
食堂セット	食卓及びいす数脚が1組となっているいわゆるダイニングセットの類が対象となります。
食器戸棚	茶たんすの類も対象となります。
照明器具	室内で使用するものを対象とします。
鏡台	
寝具	ベッド、掛布団、敷布団、毛布、枕、敷布類、掛布類などを対象とします。
自転車	
電話機	
テレビ	
ラジオ	ラジオ付きのカセットテープレコーダー及びコンパクトディスクプレイヤーの類も対象となります。
冷暖房器具	ルームエアコン、ストーブ(温風機を含む。) 電気ごたつ、電気カーペットが対象となります。 ストーブには石油、ガス、電気等を燃料とするストーブ又はファンヒーターが対象となります。
防寒服	
ベビーベッド	
うば車	
学生服	
学習机	
眼鏡	
コンタクトレンズ	
補聴器	
その他の医療用具又は福祉用具	

居住関係経費（全壊世帯・半壊解体世帯等）

全壊世帯や半壊解体世帯などに対する居住関係経費としての支援金は、次のア及びイの合計額（最高額は200万円）です。なお、被災した住宅が自己所有でない場合、イに係る経費については算出額（家賃等を除く）の1/2となります。

ア 居住関係経費・家賃等

（支給される最高額は50万円で、この額は居住関係経費（支給される最高額は200万円）の内数）

住宅を賃貸する場合の当該住宅の家賃

- ・住宅を賃借する場合における当該住宅の家賃が対象となります。
- ・公営住宅については、既に公的な支援を受けていることから、対象外となります。
- ・住宅の建設又は購入するまでの間、一時的な居住の用に供するための仮設住宅、その他物件（テント、トレーラーハウス等）又は施設（マンスリーマンション、ホテル等）の利用料も対象です。
- ・対象外である公営住宅との公平性を考慮して、月額から2万円を控除した額が対象となります。（月々2万円については負担していただくことになります。）

イ 居住関係経費・その他（家賃等以外）

住宅の建て替えに係る解体・撤去及び整地に要する経費

- ・住宅を再建設するため、被災住宅（以下、「従前住宅」と言う。）を解体し、その廃棄物の撤去及び当該敷地の整地に要する費用が対象です。
- ・廃棄物に係る処分費は対象外です。
- ・当該経費は、別途、雑損控除の申請が可能であることから、これらの支出額に70/100を乗じた額の範囲内（最高額は200万円）で支給します。

住宅の建設・購入のためのローン利子・債務保証料

- ・住宅の建設又は購入のための借入金（いわゆる住宅ローン）の利息、債務保証料が対象です。
- ・ローン利子のうち、1%を超えて3.5%以下の部分が対象となります。

住宅の賃借、建設又は購入に必要な諸経費

- ・そのほか住宅の賃借、建設又は購入に必要な経費として定められているもの（建築確認、完了検査又は中間検査の申請手数料、水道給水申込みの際に水道事業者を支払う料金、登記（保存・移転・抵当権設定等）に係る司法書士等に対する報酬）が対象です。

居住関係経費（大規模半壊世帯）

大規模半壊世帯に対する支援金は、居住関係経費である次のアとイの合計額（最高額は100万円）です。生活関係経費は支給されません。

ア 居住関係経費・家賃等

（支給される最高額は50万円で、この額は居住関係経費（支給される最高額は100万円）の内数）

住宅を賃貸する場合の当該住宅の家賃

- ・住宅を賃借する場合における当該住宅の家賃が対象となります。
- ・公営住宅については、既に公的な支援を受けていることから、対象外となります。
- ・住宅の補修若しくは建設又は購入するまでの間、一時的な居住の用に供するための仮設住宅、その他物件（テント、トレーラーハウス等）又は施設（マンスリーマンション、ホテル等）の利用料も対象です。
- ・対象外である公営住宅との公平性を考慮して、月額から2万円を控除した額が対象となります。（月々2万円については負担していただくこととなります。）

イ 居住関係経費・その他（家賃等以外）

住宅の補修に係る除去・撤去及び整地に要する経費

- ・住宅の補修のため破損箇所等必要な従前住宅の一部を除却及び当該除却に係る廃棄物の撤去及び当該敷地の整地に要する費用が対象です。
- ・廃棄物に係る処分費は対象外です。
- ・当該経費は、別途、雑損控除の申請が可能であることから、これらの支出額に70/100を乗じた額の範囲内（最高額は100万円）で支給します。

住宅の補修、建設・購入のためのローン利子・債務保証料

- ・住宅の補修、建設又は購入のための借入金（いわゆる住宅ローン）の利息、債務保証料が対象です。
- ・ローン利子のうち、1%を超えて3.5%以下の部分が対象となります。

住宅の賃借、補修、建設又は購入に必要な諸経費

- ・そのほか住宅の賃借、補修、建設又は購入に必要な経費として定められているもの（建築確認、完了検査又は中間検査の申請手数料、水道給水申込みに際して水道事業者へ支払う料金、登記（保存・移転・抵当権設定等）に係る司法書士等に対する報酬）が対象です。

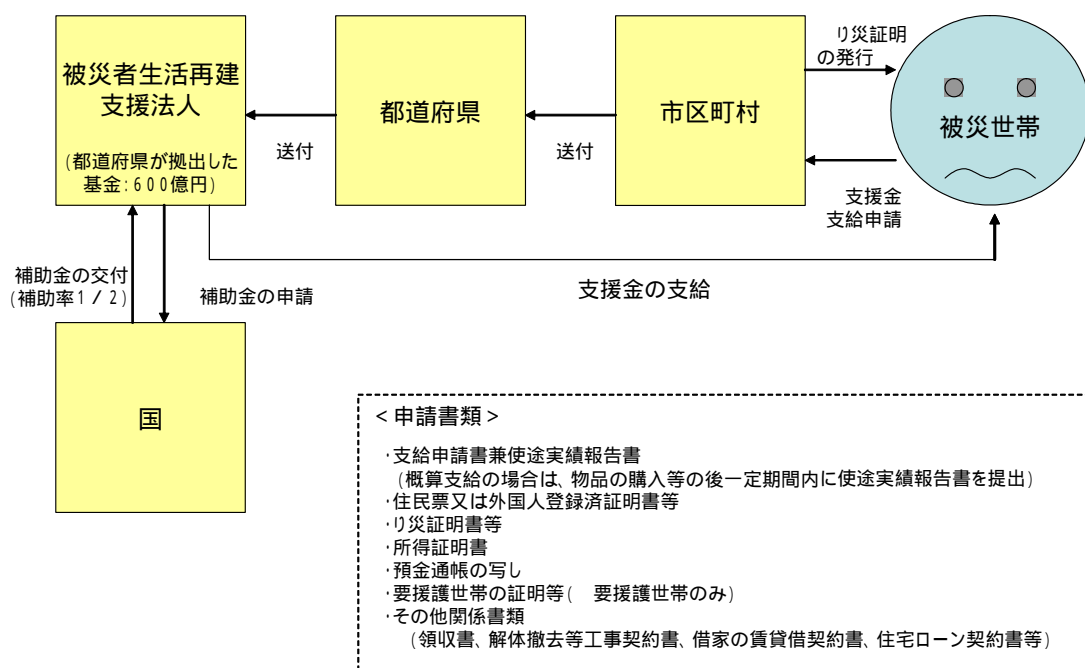
支援金支給の仕組みと手続きは？

支援金の支給に関する事務は、財団法人都道府県会館が行っています。
支援金の原資は、都道府県が拠出した基金及び基金に係る運用益と国の補助金です。

法は、支援金の支給に関する事務を行う法人として、被災者生活再建支援法人を定めています。この法人は、当該事務が適正かつ確実に実施できるかどうかなどを勘案して国が指定するものであり、現在、財団法人都道府県会館が指定されています。

被災世帯に支給される支援金は、47全都道府県が法人に対して拠出した基金（600億円）と基金に係る運用益及び国からの補助金（支援金の1/2）を原資としています。

支援金支給までの手続き



申請期間、申請方法、必要書類は？

支援金を受給するためには、定められた申請期間内の申請が必要です。
支援金は申請により、実際に支出する前に受給することが可能です。

支援金の申請期間

支援金の申請期間は、支援金の区分により期間が定められており、いずれも被災日から起算します。なお、やむを得ない場合はこれらの申請期間の延長も可能です。申請期間内に申請をしない場合、支援金を受給できなくなります。

表 - 5 申請期間

支援金の区分	申請期間
生活関係経費	1 3 月
居住関係経費・家賃等	2 5 月
居住関係経費・その他	3 7 月

支援金の申請方法・申請書類等

申請方法は、世帯主（被災者）から、次の 概算支給申請書又は 精算支給申請書のいずれかに、各種証明書等必要な書類を添付します。

概算支給申請（様式第7号）

A 全壊世帯、半壊解体世帯等に係る概算支給申請

全壊世帯、半壊解体世帯等に対する支援金は原則として、生活関係経費と居住関係経費の合計額が支給されます。

全壊世帯、半壊解体世帯等の概算支給申請は、世帯主が、支援金の対象経費について実際に支出する前に、この申請書の記載要領に従って必要な事項を記載し、関係書類を添付して提出します。支援金の申請・支給額は、世帯の被災の程度、世帯の収入等によって異なりますが、最高で300万円の全額（全額にならない場合もあります。）を申請することができます。

B 大規模半壊世帯の概算支給申請

大規模半壊世帯の概算支給申請については、原則として従前住宅（被災住宅）の補修に係る経費（被災部分の除却、撤去及び整地その他）が対象となります。生活関係経費は支給されません。

精算支給申請（様式第8号）

精算支給申請は、世帯主（被災者）が、自己資金などにより、立て替え払い的に支出したその内容を申請書に記入し、その支出の実績を明らかにする解体等工事・金銭消費貸借（住宅ローン等）・賃貸借等の契約書、その他の書類を添付します。

必要な提出（添付）書類等

支援金を申請する場合、以下の証明書類などを、申請書に添付して、被災世帯が被災時居住していた市区町村に提出します。

必要な提出書類

- ア 住民票又は外国人登録済証明書（世帯全員及び続柄の記載があるもの）
- イ 被災した住宅に係るり災証明書
り災証明には、全壊、大規模半壊又は半壊しやむを得ず解体する（半壊解体）の区別ができるものを添付します。また、半壊解体世帯については、解体すること又は解体されたことが証明される市区町村の発行する書類（解体証明書）滅失登記済みの登記簿謄本を添付します。
- ウ 所得証明書など
世帯員で所得のある方について、市区町村が発行する前年（1月～5月までに被災した場合は、前前年）の総所得金額を確認できる書類
- エ 預金通帳の写し
- オ 要援護世帯の場合は、要援護世帯であることが確認できる書類 等

使途実績報告

世帯主（申請者）は、概算支給申請により受けた支援金については、下記表 - 6 の「支援対象期間」内に購入・修理等経費の支出を完了するとともに、その結果を「使途実績報告書提出期間」内に使途実績報告書（様式第 8 号）を市区町村に必ず提出します。

これら期間の起算日は、災害が発生した日となります。

表 - 6 支援対象期間・使途実績報告書提出期間

支援金の区分	支援対象期間	使途実績報告書提出期間
生活関係経費	1 4 月	1 5 月
居住関係経費・家賃等	2 6 月	2 7 月
居住関係経費・その他	3 8 月	3 9 月

被災者生活再建支援制度の実績は？

制度開始（平成11年4月）以来、29件の災害に対し約130億円を支給しています。

支援金の支給状況等

支援金支給実績

本制度は、平成11年4月の制度開始以来、29件の災害で被災した12,885世帯に対して、約130億円の支援金を支給しています（平成19年6月末現在）。

年	法適用年月日	対象災害	対象都道府県名	市町村名	支援金の支給状況	
					既支給世帯数	支援金支給額(千円)
H11	6/29	6月末豪雨災害	広島県	全域適用	65	53,685
	9/24	台風第18号災害	熊本県	全域適用	106	80,375
			山口県	下関市、宇部市、山口市、防府市、小野田市、大島町、秋穂町、阿知須町、山陽町	83	61,571
			愛知県	豊橋市	37	28,545
			福岡県	北九州市	12	6,857
			合計	238	177,349	
10/28	10月末豪雨災害	岩手県	軽米町	21	17,600	
3/31	有珠山噴火災害	北海道	全域適用	262	213,549	
6/26	三宅島噴火災害	東京都	三宅村	1,484	1,178,659	
H12	9/11	東海地方豪雨災害	愛知県	名古屋市の、半田市、東海市、大府市、豊明市、阿久比町、東浦町、美浜町、稲武町	9	6,212
			岐阜県	上矢作町	9	7,261
				合計	18	13,472
	10/6	鳥取県西部地震	鳥取県	全域適用	366	280,971
			島根県	安来市、伯太町	20	17,278
			合計	386	298,249	
3/24	芸予地震	広島県	呉市	52	42,508	
9/6 9/8・11	台風第16号等豪雨	高知県	土佐清水市、大月町	30	24,252	
		沖縄県	沖縄市、渡名喜村	10	6,665	
			合計	40	30,916	
7/10 7/11	台風第6号豪雨	岐阜県	大垣市	0	0	
		岩手県	釜石市、東山町	0	0	
			合計	0	0	
7/18 7/20	7月梅雨前線豪雨	福岡県	福岡市、飯塚市、太宰府市、志面町、穂波町	15	11,713	
		熊本県	水俣市	15	10,247	
			合計	30	21,960	
7/26	宮城県北部を震源とする地震	宮城県	全域適用	516	397,907	
9/26	十勝沖地震	北海道	全域適用	56	30,477	
6/27 7/13 7/18 8/17	台風第15号豪雨	佐賀県	佐賀市	13	14,622	
		新潟県	長岡市、三条市、見附市、栃尾市、中之島町、三島町、和島村	314	399,363	
		福井県	福井市、鯖江市、美山町、今立町、池田町	30	24,579	
		愛媛県	新居浜市	29	32,508	
			合計	40	35,170	
8/30	台風第16号豪雨等	岡山県	大洲市	0	0	
		岡山県	倉敷市、笠岡市、玉野市、寄島町、岡山市	38	32,872	
		香川県	坂出市、観音寺市	2	2,298	
			合計	40	35,170	
9/7	台風第18号豪雨等	広島県	呉市、倉橋町	12	20,448	
9/29	台風第21号豪雨	三重県	津市、紀伊長島町、海山町、宮川村	17	27,840	
		愛媛県	新居浜市、西条市、四国中央市、小松町	80	73,696	
		兵庫県	赤穂市、上郡町、上月町	18	21,948	
			合計	115	123,483	
10/9	台風第22号豪雨	静岡県	全域適用	107	110,783	
10/20	台風第23号豪雨	岐阜県	高山市	0	0	
		京都府	舞鶴市、富津市、大江町、加悦町、伊根町、京丹後市、福知山市	26	30,379	
		兵庫県	全域適用	1,205	715,897	
		香川県	高松市、坂出市、さぬき市、東かがわ市、三木町、綾上町、綾南町、国分寺町、飯山町	52	63,930	
		岡山県	玉野市	6	12,090	
		徳島県	徳島市、鳴門市、小松島市、吉野川市	0	0	
			合計	1,289	822,295	
10/23	新潟県中越地震	新潟県	全域適用	4,820	6,493,751	
2/1	三宅島噴火災害(帰島関連分)	東京都	三宅村	1,078	662,001	
3/20	福岡県西方沖地震	福岡県	全域適用	210	230,120	
9/4 9/6	台風第14号豪雨	鹿児島県	垂水市、錦江町	43	40,053	
		高知県	四万十市	5	4,750	
		山口県	美川町、岩国市	8	9,350	
		宮崎県	全域適用	1,191	1,086,999	
			合計	1,247	1,141,152	
6/12 7/19 7/22	平成18年梅雨期豪雨	沖縄県	那覇市	8	7,548	
		長野県	岡谷市、諏訪市、塩尻市、下諏訪町、辰野町	14	19,723	
		宮崎県	えびの市	1	204	
		鹿児島県	全域適用	208	228,317	
			合計	231	255,793	
9/17 9/16	台風第13号豪雨等	宮崎県	全域適用	100	88,552	
		沖縄県	石垣市、竹富町	32	46,629	
			合計	132	135,181	
11/7	佐呂間町竜巻災害	北海道	佐呂間町	5	4,122	
3/25	平成19年(2007年)能登半島地震	石川県	全域適用	45	41,606	
制度開始時からの総合計					12,885	13,023,307

(注1) 対象災害中 印は申請期間の終了した災害を示す

(注2) 千円未満を四捨五入した数値である

(注3) H17三宅島噴火災害(帰島関連分)は長期避難解除世帯特別経費等(平成17年2月1日以降支給分)である

支援金の支給限度額に対し、実際にいくら支給されているか（支給率）

被災世帯が受け取ることができる支援金の額（以下、「支給限度額」といいます。）は、住宅の被害の程度、世帯の収入や世帯の人数等によって異なります。

その上で、被災世帯がどのように再建を行っていくか、どのような対象経費が実際に支出されるかによって、支給される支援金が決まります。

被災世帯に応じた支給限度額に対し、実際に被災世帯が受け取った支援金の額の割合（以下、「支給率」といいます。）について計算してみたところ、生活関係経費の支給率は約 93%、居住関係経費の支給率は約 28% という結果となりました。

これは、被災世帯に実際に支給されている金額が、支給限度額と比べて、生活関係経費はほぼ満額（最高 100 万円なら 93 万円が支給されている）なのに対し、居住関係経費は 1 / 4 しか支給されていない（最高 200 万円なら 56 万円が支給されている）こととなります。

なお、居住関係経費については、まだ被災世帯からの申請を受け付けている災害が大半ですので、この計算結果は、途中段階のものとなります。

【支援金支給率】

年度	対象災害	合計							
		生活関係経費				居住関係経費			
		支給限度額	支給額	1世帯あたり	支給率	支給限度額	支給額	1世帯あたり	支給率
H16年度	佐賀県突風災害	8,000,000	8,000,000	800,000	100.0%	9,375,000	6,622,427	509,417	70.6%
	新潟県豪雨災害	218,500,000	213,887,743	816,365	97.9%	419,625,000	167,593,611	560,514	39.9%
	福井県豪雨災害	26,250,000	19,668,066	655,602	74.9%	41,125,000	4,910,490	163,683	11.9%
	台風第15号豪雨	22,750,000	19,128,041	735,694	84.1%	40,500,000	13,380,065	461,382	33.0%
	台風第16号豪雨等	21,500,000	18,566,108	742,644	86.4%	50,500,000	16,603,658	415,091	32.9%
	台風第18号豪雨等	10,250,000	9,643,980	803,665	94.1%	20,500,000	10,803,700	900,308	52.7%
	台風第21号豪雨	84,500,000	74,421,362	744,214	88.1%	161,875,000	47,132,929	417,106	29.1%
	台風第22号豪雨	82,625,000	58,840,908	588,409	71.2%	122,875,000	49,403,690	470,511	40.2%
	台風第23号豪雨	628,000,000	565,012,206	770,822	90.0%	1,444,000,000	246,467,524	194,836	17.1%
	新潟県中越地震	3,573,750,000	3,280,847,552	782,458	91.8%	6,689,875,000	2,379,317,023	543,844	35.6%
	福岡県西方沖地震	168,125,000	163,821,615	831,582	97.4%	325,500,000	49,586,912	250,439	15.2%
H17年度	台風第14号豪雨	936,250,000	930,445,712	863,122	99.4%	1,765,750,000	204,270,363	164,073	11.6%
H18年度	平成18年梅雨期豪雨	168,000,000	164,704,170	827,659	98.0%	295,500,000	39,550,089	196,767	13.4%
	台風第13号豪雨等	28,750,000	28,750,000	845,588	100.0%	46,250,000	2,432,000	65,730	5.3%
	佐呂間町竜巻災害	0	0			0	0		
合計		5,977,250,000	5,555,737,463	793,790	92.9%	11,433,250,000	3,238,074,481	406,691	28.3%

- 1 平成16年度以降に発生した災害における支援金支給世帯を対象とする（但し、三宅島噴火災害を除く）
- 2 支給率は、支給限度額の総額に対する実際の支給額の割合
- 3 調査時点は、平成18年12月末現在

基金の実績

被災世帯に支給される支援金の原資となる基金は、平成11年に300億円、平成16年に追加で300億円、合計で600億円が拠出されています。

しかしながら、平成16年には、大規模災害が多く発生したことから、基金の一部を支援金支給に充当しており、実際の基金残高は600億円より減少しています。

基金の推移（単位：億円）

	H11.4 (基金設置)	H12.3	H13.3	H14.3	H15.3	H16.3
基金残高	300	300	300	300	300	300
	H16.7 (追加拠出)	H17.3	H17.7 (取り崩し)	H17.10 (取り崩し)	H18.3	H19.3
	600	600	590	565	565	565

当初300億円。平成16年7月に追加拠出300億円

受益と負担の関係は？

1 被災者生活再建支援制度による被災者の受益

被災者が受け取ることのできる支援金の額（支給限度額）は、最大で300万円です。支給限度額は、被害の程度（全壊又は大規模半壊）や、世帯主の年齢・年収、世帯の人数等によって異なります。また、支援金の用途は、生活必需品の購入費や、被災した住宅の解体撤去費、建て替えのために融資を受けた場合のローン利子などに限られています。実際の支給額は、これらの経費に実際に支出した額で、被災者自身の申請に基づいて決められます。

世帯人数や収入等に関する統計データ（ ）をもとに、支給対象世帯の支給限度額を試算すると1世帯あたりの平均で約209万円となります。

（ H 1 7 国勢調査、H 1 6 全国消費実態調査 ）

平成16年度以降に発生した災害で実際に支援金を受けた世帯の平均支給額は約114万円（総支給世帯数8,639世帯、総支給額9,884,975千円）です。また、新潟県中越地震では約135万円（支給世帯数4,820世帯、支給額6,493,751千円）です。（いずれも平成19年6月末現在。支援金の申請期間は最大37ヶ月あり、ほとんどの災害は申請期間途中のため、この数字は今後とも変化する可能性があります。）

2 被災者生活再建支援制度を支える国民の負担

支援金の支給対象世帯が支給限度額の上限まで支援金を申請すると仮定した場合には、1世帯あたりの支給額は、上記のとおり、約209万円ですが、これに支援金の支給対象にならない世帯も加えて、住宅全壊被害を受けた世帯1世帯あたり支給額を計算すると約132万円となります（支援金支給対象世帯の割合は、全国平均で63.1%）。

これを元に被害の規模と支援金の総支給額、それに国民一人あたりの負担額を試算すると、下表のようになります。

（上段：総支給額（単位：百万円））

（下段：国民1人あたりの負担額（単位：円））

被害の規模 （住宅全壊 世帯数）	支給限度額上限 の場合	平成16年度以降 の平均支給額の 場合	新潟県中越地震 の平均支給額の 場合	備考
1,000世帯	13億2,000万円 （10.3円/人）	7億1,900万円 （5.63円/人）	8億5,200万円 （6.67円/人）	平成16年台風23号（住家全壊1,112世帯） 新潟県中越地震（住家全壊3,138世帯）
1万世帯	132億円 （103円/人）	71億9,000万円 （56.3円/人）	85億2,000万円 （66.7円/人）	
10万世帯	1,320億円 （1,030円/人）	719億円 （563円/人）	852億円 （667円/人）	阪神・淡路大震災（住家全壊約19万世帯）
100万世帯	1兆3,200億円 （10,300円/人）	7,190億円 （5,630円/人）	8,520億円 （6,670円/人）	東海地震想定（建物全壊・全焼約46万棟） 首都直下地震想定（建物全壊・全焼約85万棟）

東海地震及び首都直下地震の想定は、いずれも想定される地震のうち被害最大のケースでの想定値で、実際の被害量ではありません。「建物全壊・全焼棟数」には住宅以外の建物も含まれます。また、集合住宅などのように1つの建物に複数の世帯が居住している場合もあるため、棟数と被災（全壊）世帯数は一致しません（阪神・淡路大震災では、被災（全壊）住宅棟数の約1.8倍）。

(参考1)

・阪神・淡路大震災における被害額の概算

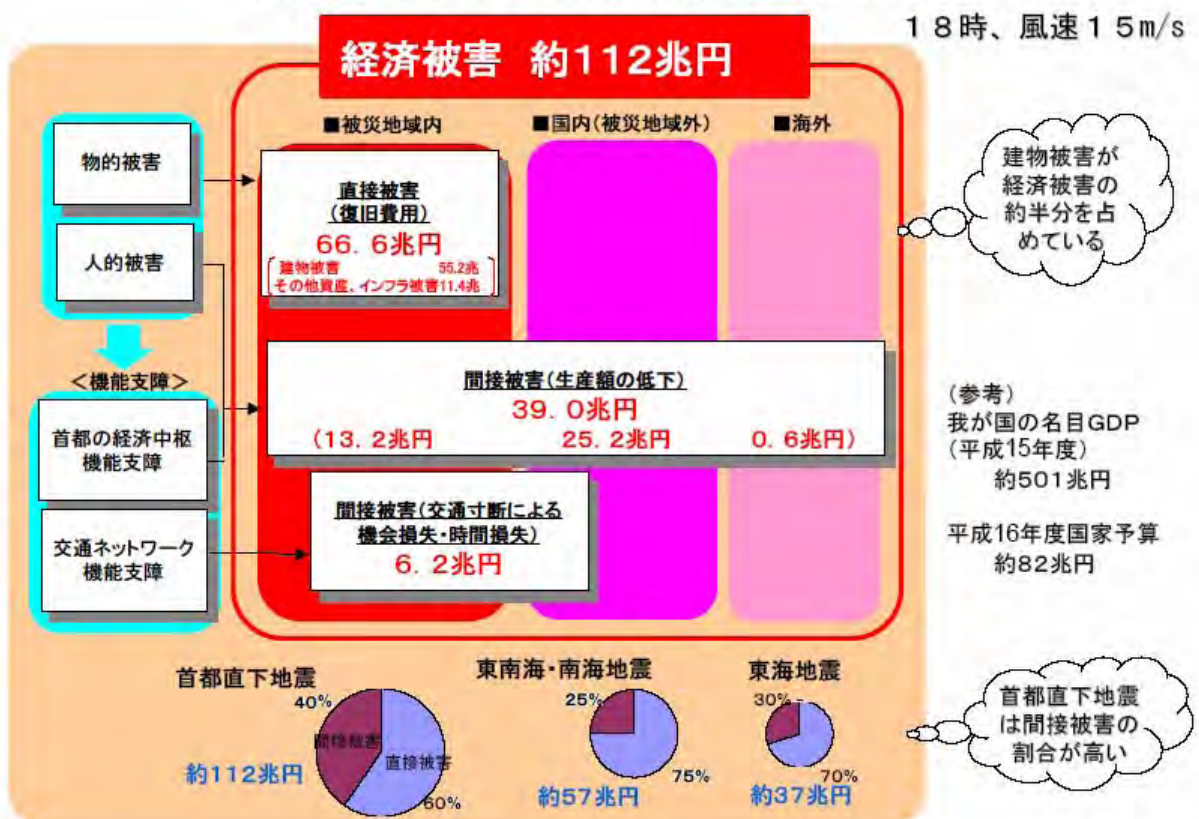
項目	被害額
建築物等 (住宅、店舗・事務所・工場、機械等)	約 6兆3千億円
交通基盤施設 (道路、港湾、鉄道)	約 2兆2千億円
ライフライン施設 (電気、ガス、水道、下水道、通信・放送等)	約 6千億円
その他	約 5千億円
総計	約 9兆6千億円

出典：総理府阪神・淡路復興対策本部事務局資料(国土庁推計 平成7年2月14日現在)

(参考2)

・首都直下地震における被害額の推計例

経済被害(東京湾北部地震M7.3)



出典：中央防災会議首都直下地震対策専門調査会資料

(参考)被災者生活再建支援制度の経緯等

平成10年 被災者生活再建支援法案提案理由説明

(平成10年4月22日 参議院災害対策特別委員会)

清水達雄君

ただいま議題となりました被災者生活再建支援法案につきまして、その提案の趣旨及び主な内容を御説明申し上げます。

我が国は、気象的、地形的要因により災害を受けやすく、毎年のように風水害、地震・火山災害などさまざまな自然災害が多発し、甚大な人的、物的被害が生じております。これらの災害に適切に対処するため、災害予防、災害応急対策から復旧・復興に至る各段階を通じてこれまで各般にわたる災害対策に関する制度の整備が図られてきたところであります。自然災害により被害を受けた個人に対しましても、応急的対策としての災害救助法に基づく救助、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金、災害障害見舞金の支給、あるいは各種資金の貸し付け等、多様な支援が講じられております。

しかしながら、二十一世紀を目前に控えた現在、国民の生活水準が著しく向上し成熟化する一方で、本格的な高齢化社会が到来するなど、自然災害の被災者を取り巻く社会経済情勢もこれまでとは大きく変化しております。

かかる状況のもと、平成七年一月発生した阪神・淡路大震災は、大都市直下型の災害であったため、その居住する住宅が全半壊した被災者が約四十六万世帯に上るなど戦後未曾有の大災害となりましたが、被災地におきましては、生活の基盤を破壊された高齢等の被災者の方々の中には自力のみでは自立した生活を開始することが極めて困難である方が少なくない現状となっております。

そのため、阪神・淡路大震災の被災者に対する生活再建支援対策あるいは住宅対策として、国及び地元地方公共団体が、被災者向け公営住宅の確保、公営住宅の家賃負担軽減等の公的な施策を行うとともに、兵庫県及び神戸市によって設立された財団法人阪神・淡路大震災復興基金が、被災高齢者世帯等への生活再建支援金の支給、被災中高年齢世帯等の中高年自立支援金の支給等各種の事業を行うなど、行政措置として多くの施策が現在講じられているところであります。

この阪神・淡路大震災の教訓にかんがみれば、現在の社会経済情勢のもとで、被災者の生活をその被災実態に応じ迅速かつ弾力的に支援することにより、一日も早い被災者の生活の立ち上がりを図ることが極めて重要な課題となっており、このための法制度の充実が求められております。

一方、阪神・淡路大震災後、内閣総理大臣により設置された防災問題懇談会は、平成七年九月、全国地方公共団体が一定額を拠出して被災地の支援を行う基金の制度を創設する

ことについての検討の必要性を提言しております。また、全国知事会におきましても、昨年七月、地震等自然災害による被災者の自立再建を支援する災害相互支援基金の創設に関する決議が行われたところであります。

これらのことを踏まえたとき、現行制度の運用では対応が困難な分野を補完し、被災者が自立した生活を開始できるよう、今後の自然災害を対象として、被災者の生活再建を公的に支援するための恒久的な法制度を確立することが今何よりも肝要であると考えます。

本法律案は、以上のような観点に立って、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、経済的理由等により自立して生活を再建することが困難な被災者に対し、その自立した生活の開始を支援するため、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する制度を創設しようとするものであります。

「被災者の住宅再建支援の在り方に関する検討委員会」報告書

(平成12年12月4日)(抜粋)

2 被災者の住宅再建を検討する意義

阪神・淡路大震災が我々に残した教訓の一つは、大都市における大規模災害に対しては、現行制度の枠内での対応には明らかに限界があるということであろう。本委員会においては、再び阪神・淡路大震災の徹を踏まないためには、従来の枠組みに捕われず、発想を転換して新たな事態に備えることが必要であるとの問題意識を持ち、次のような検討を行った。

先ず、住宅は単体としては個人資産であるが、阪神・淡路大震災のように大量な住宅が広域にわたって倒壊した場合には、地域社会の復興と深く結びついているため、地域にとってはある種の公共性を有しているものと考えられる。実際、被災者の住宅や生活の再建が速やかに行われれば、地域の経済活動が活性化し、その復興を促進することになる。

地域社会の中核を形成する住宅所有者については、住民の生活の安定と地域コミュニティの維持、さらに地域社会の復興に資するという観点からその住宅再建に向けた努力が報われる支援を行うことが必要である。これまで、被災者の住宅再建は自助努力、公的支援、義援金によって行われてきた。しかしながら、阪神・淡路大震災においては多額の義援金が寄せられたにもかかわらず、被災者数が多く住宅再建資金としては十分ではなかった。また、高齢化社会における多数の高齢者の存在、大規模災害と地域経済力の低下に伴う長期失業者の存在、地域経済の崩壊に伴う世帯収入の減少等の要因により、被災者の自力再建(自助)には限界があり、さらに、公的支援にも一定の制限があることを考慮すると、共助の理念に基づく相互支援策を拡充することについて検討する必要があるものと考えられる。

住民の早期の生活の安定と地域社会の復興を促進するためには、被災者が早い時期に住宅再建に取り組むことができるよう多様な支援のメニューを提示するとともに既存の住宅ストックの活用を図ることが有効であり、そのことが同時に、それ以前の過程、即ち、避難所等の避難生活の段階、応急仮設住宅等の仮住まいの段階をできるだけ短縮化することにつながる。

また、これらの住宅再建支援については、迅速、公平且つ効率的に推進するとともに、被災地や被災者の状況に応じたきめ細かな配慮が必要である。

さらに、大規模災害による住宅被害を減少させ、地域社会の崩壊を防ぐという観点からは、事前に災害に強いまちづくり、住宅づくりを行っておくことが必要である。

従って、本委員会においては、大規模災害における住宅再建は恒久的な住宅を確保することを最終的な目標としつつも、支援の在り方を検討するに当たっては、これらの諸点を念頭におきつつ、平時、避難生活の段階、仮住まいの段階及び恒久的住宅を確保す

る段階にわたって総合的に検討したところである。

4 住宅再建の基本的考え方

(2) 住宅再建・確保支援に当たって配慮すべき事項

支援の多様性の確保

第 段階（仮設住宅への入居等の仮住まいの段階）以降においては、被災者は、その所得等の経済的能力、住居スタイルに関する個人的な意向等により、多様な住宅の再建・確保の手段の中から、様々な形で選択を行い、その意向を実現すべく努力する。被災者の置かれた状況は多様であり、且つ、個別性に富んでいる。このため、避難所から応急仮設住宅さらには災害公営住宅といった画一的あるいは単線的な支援策に留まることなく、被災者が状況に応じて適切な選択ができるよう、その選択の幅を広げることが必要である。

支援の程度についてのバランスの確保

被災直後の段階を除けば、自らの住居の確保については、個人個人の受けた被災の程度と住居スタイルに関する意向、それに経済的な再建能力等に応じて、支援の程度、態様等について適切妥当な差が生じることはやむを得ないところがある。

それぞれの被災者が新たな住まいの確保のために負担しなければならないもののうちどれほどを実質的に軽減すれば、円滑に恒久的な住宅への移行が可能になるかも考慮に入れた上で、それぞれの被災者に対する支援は相対的にバランスのとれた合理的なものとしなければならない。

支援の基本は、支援が必要な者に対して合理的な範囲で行うというものであり、例えば、自力で持家の再建が可能な者に対しては、それがより迅速に実現できるような支援を、公的な借家や民間賃貸住宅を必要とする者に対しては、被災に伴う支援を講ずる期間と自助努力に期待する範囲を明確にした上での支援を、それぞれバランスの取れた形で実施すべきものとする。

被災による支援と社会福祉上の支援との区別

災害により住まいに打撃を受けた被災者が、それぞれの置かれた状況に応じて新たな住居の確保に努力し、行政側がこの努力に対して必要な支援を行うということに関連しては、いつまでこのような支援を行うべきかという問題がある。例えば、災害に際して公営住宅の家賃に関し特別の家賃軽減措置が実施されることがあるが、特別の低家賃で公営住宅に入居した者が、被災者であることを理由に他の公営住宅の入居者とのバランスを失った形で支援を続けることには問題があろう。即ち、被災後一定期間経っても、自助努力で生活の再建が困難な者に対しては、被災に伴う支援に代えて、本来の社会福祉上の措置の対象として支援を行うべきものと考えら

れる。

支援における公共性の確認

被災に伴う住居の再建・確保のための公的支援の形態には、低利の融資、低家賃の公的賃貸住宅の供給、応急仮設住宅の提供等現在でも様々なものがあるが、いずれの場合も、その原資は国民の税に他ならず、国民がその個別の意思に関わりなく義務として納付したものである。

しかしながら、大規模災害時の住宅再建の支援は、対象となる行為そのものに公共の利益が認められること、あるいはその状況を放置することにより社会の安定の維持に著しい支障を生じるなどの公益が明確に認められるため、その限りにおいて公的支援を行うことが妥当である。

ストックの活用

住居に被災を受けた者にとっては、できる限り安定した住まいを確保できることが望ましい。また、仮の住まいを提供する側にとっても、できる限り、応急仮設住宅のような将来のストックとして活用することが難しい形での対応を少なくすることが妥当である。

これらを踏まえて、今後の住宅再建・確保に至る過程においては、公的賃貸住宅の空き家の活用にとどまらず、民間賃貸住宅の空き家の活用方策の充実等既存ストックの活用を図る施策の展開が必要と考える。

「防災体制の強化に関する提言」

(平成14年7月 中央防災会議 防災基本計画専門調査会)

(抜粋)

6 被災者支援の充実

大規模災害や様々な形態の災害による被災者を支援するため、自助努力の重要性を踏まえつつ、救助段階から復興段階に至る被災者支援のグランドデザインを明らかにし、雇用、心と体の健康、人と人とのつながりなどを含めた総合的な観点から被災者のニーズに対応した多様な支援策を提示することが必要である。

今後、支援施策の具体化にあたっては、公平性・透明性の確保、情報提供の充実、財源に関する問題など、様々な観点を十分に勘案しつつ、国は被災者支援の充実に向けた具体的方策を確立するべきである。

1) 生活再建支援のあり方

被災者の生活再建支援の充実

被災者の生活再建支援については、国や地方公共団体などがそれぞれの役割分担を踏まえながら、被災者生活再建支援法の見直しを含め、被災者のニーズに適合した支援策の一層の充実を図るべきである。

また、安定した居住の確保については、被災者の生活再建を支援する上で最重要課題の一つである。

しかし、私有財産である個人の住宅が全半壊した場合に、その財産の損失補てんを公費で行うことは、持家世帯と借家世帯との公平性が確保されるか、自助努力で財産の保全を図る意欲を阻害しないかなどの問題がある。これに対する備えとしては、地震保険や共済制度への加入により対処することが基本である。

行政としては、被災者の生活再建を支援するという観点から、住宅の所有・非所有に関わらず、真に支援が必要な者に対し、住宅の再建・補修、賃貸住宅への入居等に係る負担軽減などを含めた総合的な居住確保を支援していくことが重要である。国は、都道府県や関係機関と調整の上、生活の再建にあたって必要となる家財道具の調達等に対する現行の支援に加えて、安定した居住の確保のための支援策を講じるべきである。

平成16年 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案

提案理由説明

(平成16年3月11日 衆議院災害対策特別委員会)

井上国務大臣

ただいま議題となりました被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

現行の被災者生活再建支援法は、阪神・淡路大震災後、被災者の自立した生活再建を公的に支援する制度の創設が求められる中、住宅が全壊した世帯の家財道具調達等に対し最大百万円を支援するものとして、議員立法により制定され、平成十年十一月に施行されたものであります。その際、住宅の再建に係る支援については、今後の検討課題とされ、同法附則第二条において、住宅再建支援のあり方について総合的な見地から検討を行い、必要な措置を講じると規定され、また、衆議院災害対策特別委員会における附帯決議において、施行後五年を目途に総合的な検討を加え、必要な措置を講ずることとされたものであります。

その後、政府内においてもこの問題の検討を進めてきたところでありますが、平成十五年七月の全国知事会において、都道府県が新たに資金を拠出して、公的支援による住宅再建支援制度を創設することが決議されたことを受け、政府としても、現行制度の拡充を行うこととしたものであります。

この法律案は、以上のような状況にかんがみ、被災者の居住の安定の確保等による自立した生活の開始を支援すべく、現行の被災者生活再建支援法を見直すものであります。

住宅本体を巡る議論の整理

1. 肯定的意見と否定的意見

肯定的意見	中間的意見	否定的意見
<p>片山善博鳥取県知事（H14.6.7 衆・災対特委） 「大地震とかがあった場合に地域を守るために、その手段として住宅再建をお手伝いする。決してその滅失財産の補てんとかそういう意味ではなくて、地域が崩壊するのを防ぐために、その地域を守るために住宅再建を支援する、そういう仕組みを全国的なレベルでぜひつくっていただきたらと思っております。」</p> <p>石川嘉延静岡県知事（H14.6.7 衆・災対特委） 「住宅再建の問題につきましても、鳥取県の場合は鳥取県の事情がありましようし、それから、東海地震とか南関東地域、あるいはさらに東南海地域までの大規模地震を考えました場合に、果たしてそれがそれぞれの狭い範囲の自治体の権限と責任の中で対処し切れるかどうか、これは大変大きな限界があると思います。やはり、一定規模以上のものは国が何らかの制度を用意して、国民に安心感を与える、これも大事だと思います。」</p>	<p>被災者の住宅再建支援の在り方に関する検討委員会報告書（H12 国土庁） 「住宅は単体としては個人資産であるが、阪神・淡路大震災のように大量な住宅が広域にわたって倒壊した場合には、地域社会の復興と深く結びついているため、地域にとってはある種の公共性を有しているものと考えられる。」 「住宅は基本的には個人資産であり、公的支援には一定の限界があるため、国民がお互いに助け合う共助の精神に基づく全住宅所有者の加入を義務付ける新たな住宅再建支援制度の創設についての提案があった。・・・このような提案については、加入を強制することに国民の理解が得られるか、大規模災害の場合の対応をどのように行うか、徴収事務等を誰が負担するかなどの課題があるとの指摘があるところであるが、今後この提案について検討する必要がある。」</p> <p>防災基本計画専門調査会報告（H14 内閣府） 「私有財産である個人の住宅が全半壊した場合に、その財産の損失補てんを公費で行うことは、持家世帯と借家世帯との公平性が確保されるか、自助努力で財産の保全を図る意欲を阻害しないかなどの問題がある。これに対する備えとしては、地震保険や共済制度への加入により対処することが基本である。 行政としては、被災者の生活再建を支援するという観点から、住宅の所有・非所有に関わらず、真に支援が必要な者に対し、住宅の再建・補修、賃貸住宅への入居等に係る負担軽減などを含めた総合的な居住確保を支援していくことが重要である。」</p>	<p>井上喜一国務大臣（H16.2.26 衆・災対特委） 「個人の持ち物、私有財産であります住宅につきましても、本体につきましては助成は難しいというのが従来からの考えであります」 「国民の皆さん方の税金を使って住宅本体までを助成していこうじゃないかというような考え方は統一されていない」</p> <p>村田吉隆国務大臣（H16.11.11 衆・災対特委） 「一つの哲学といたしまして、個人の財産の形成に税金を使わない、こういうことで今まで政府の施策は原則として動いてきたわけございまして、そこが要するに一つの哲学としての境になっているというふうに私は思います。」</p> <p>目黒公郎東大教授（H16.11.24 参・災対特委） 「事前に自助努力した人が、その建物が地震の後に被災した場合に、行政がそれに対して手厚くケアをするというようなことを実現しますというと、行政の出費は大幅に減ります。市民の被害も大幅に減ります。今一部の行政が展開されている、事前に行政がお金を用意してこのお金の中でやってくださいという制度はうまくいきません。なぜならば、対象となる構造物の数を考えたときに現実的な予算は用意できないからです。静岡県で五十数万棟、神奈川県で百万棟、東京で百五十万、こういった人たちが百万ずつサポートしてくださいますと言った瞬間に何ぼ掛かるか。五千億だ、一兆だ、二兆だというお金が掛かるわけです。」</p>

2. 他の補助制度等

制度	制度の概要	制度の考え方
災害救助法に基づく応急修理	<ul style="list-style-type: none"> ・災害により一定数以上の住家の滅失がある場合等で、災害救助法が適用された市町村において、住家が半壊し、自らの資力では応急修理することができない者に対し、住宅の応急修理を実施。 ・応急修理を含む救助に要する費用は都道府県が支弁し、当該都道府県の普通税収入見込額に占める割合に応じて国が一定割合を負担。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法に基づく応急修理は、居住のため必要最小限の補修を行うことで、応急的に被災者を保護しようというものであり、住宅の再建や大規模な補修により、持続的な住宅の確保を図ろうとする被災者生活再建支援法とその目的、考え方を異にしている。
農地への補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産省において各種補助事業を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地は、個人の所有物であっても、農地法に基づき、自由に処分（権利移動、転用が許可制）できない、「生産基盤」としての位置付けが法律上明確。 ・また、土地改良事業は、土地改良法に基づき、都道府県知事の許可を得た上で設立された土地改良区が、一定（2分の1又は3分の2）以上の議決権をもって土地改良事業にかかる事項の決定を行うこととされており、それは他の組合員を強制する。
ペイオフ（預金保険）制度	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関が破たんした場合に、決済用預金は全額保護。一般預金等は、金融機関ごとに預金者1人当たり、元本1,000万円までとその利息等を保護。 ・信用秩序の維持に極めて重大な支障が生じるおそれ（金融機関等の大規模かつ連鎖的な破綻等のおそれ）がある場合に限り、預金保険機構に対して政府が補助。 	<ul style="list-style-type: none"> ・預金保険制度の目的は「信用秩序の維持」。また、保険制度であることから原資は各金融機関が負担する保険料でまかなう原則。 ・信用秩序維持の観点から、極めて例外的な場合のみ預金保険機構に政府が補助可能（預金者個人には政府は補助しない。）。
住宅・建築物耐震改修等事業	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断については、戸建住宅・マンションについて地方公共団体が実施する場合は1/2、それ以外の場合は1/3を国が補助。 ・既成市街地で、地震により道路閉塞が生じる可能性のある地区の戸建住宅やDID等で耐震改修促進法の認定を受けた一定規模以上の建築物の耐震改修につき、7.6%を国が補助。 	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震改修は、地震の際の住宅・建築物の倒壊等による被害の軽減を目的としており、国の補助の対象は、既成市街地等で倒壊により道路閉塞が生じるおそれのある住宅等当該住宅・建築物の倒壊等が周辺の市街地に与える影響が大きいものに限定。
耐震偽装マンション対策	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住宅交付金（公営住宅建設事業等の既存の補助金を一つの交付金にまとめ、地方公共団体が自由に相互に使えるよう使い勝手を向上したもの）によりおおむね45%を国が助成。 	<ul style="list-style-type: none"> ・助成対象は、移転費や仮住居の家賃軽減費用、対象マンションの除却費、対象マンションの建替えの際の廊下・エレベーター等の共同施設整備費、建替えに係る新たな住宅ローンの利子相当分の軽減費用等に限定。